

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 27 年度 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 5 時 05 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 2 階第 3・第 4 委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市環境保全審議会委員) ◎朴恵淑、○富田靖男、松井宏樹、宮岡邦任、平山大輔、 山村直紀、寺島貴根 (◎会長 ○副会長) (三重県) 松阪防災総合事務所 環境室 佐野課長代理 (事業者) リニューアブル・ジャパン(株) 井野好男、中西芳比朗、 野呂幸夫、渋谷英俊、今井香織、鈴木崇行、細井千聖 (松阪市) 環境生活部 川口部長 環境・エネルギー政策推進課 (武田課長、山口室長、徳田主任、 中川係長、鈴木主任、大川係員) 飯南地域振興局 市野次長兼地域整備課長、 都市計画課 長谷川課長、土木課 伊藤課長 維持監理課 廣田課長、前手主幹 林業・農山村振興課 山下係員 財務課 廣本課長、清掃事業課 近田課長 教育委員会事務局文化課 松葉主幹
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	記者 4 名、一般 2 名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

議事録

(事務局)

審議会の開会に先立ちまして、委員の皆様にご相談したいことがございます。本日の審議会でございますが、本市にとっては非常に注目されている審議会でございます。既に報道関係者はもちろん、一般傍聴者の方々がお見えになっております。

審議に入ります前に、委嘱状の交付、そして審議会におけます会長・副会長の選任に関する事項がございます。本来なら、これらが終わった後、一般傍聴者の方々に入場していただくのが基本的な流れであると思っておりますが、廊下でお待ちいただいている状況でございますので、現時点において入場していただくことについて、先生方のご意見をお聞きしたいと存じます。

(一同)

同意。

(事務局)

本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、原則公開の立場を取っておりますので、よろしくお願いいたします。

受付を行わせていただきましたところ、現在、報道の方4名、一般傍聴の方2名が傍聴を希望しておりますので、よろしくお願いいたします。また、報道関係者によります録音、写真撮影につきましては、ご了承いただけますでしょうか。

傍聴者の方々にお願いがございます。受付の時にお渡しいたしました、傍聴の心得をご覧ください。心得といたしまして、7項目示させていただきます。2番の会場において発言を求めたり、委員の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないでください。5番の会場において撮影、録音その他のこれらに類する行為をしないでください。など、これらのルールを守っていただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 開会

(事務局)

それでは、環境保全審議会を開会させていただきます。本日は、大変お忙しいなか、合同会社松阪飯南ウィンドファームによります風力発電所事業計画に係る計画段階環境配慮書についての市長意見の提出における審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回は、環境アセスメントの最初の段階での配慮書というものに対する市長の意見を事業者から求められましたので、こうして委員の先生方からご意見をいただきたく、審議会を開催させていただいたところでございます。本市では、環境影響評価法に基づく事業は始めてでありまして、市長の意見の提出に関しまして、三重県のように環境影響評価法に基づき調査審議する組織を設置していないのが現状であります。従いまして、今回の配慮書に関する調査審議につきましては、こうした市の実情を踏まえまして、自然環境や生活環境などの保全に関する重要な事項を審議する環境保全審議会を代用し、審議をお願いす

ることといたしました。なお、環境アセスメントの一連の手続きのなかでの、今後の方法書、準備書に対する対応もごございますので、今、しっかりとその審議の根拠となる組織などに関わる条例等の作成に取り組んでいるところでございますので、委員の皆様、傍聴者の方々のご理解を賜りたいと存じます。委員の先生方におかれましては、また、その組織におきましても、専門的な視点でのご意見を賜りたいと思っております。申し遅れましたが、私、本日の進行役を努めさせていただきます、環境エネルギー政策推進課 課長の武田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。それでは只今から「平成 27 年度松阪市環境保全審議会」を開催させていただきます。

2. 委嘱状の交付

(事務局)

それでは、委嘱状の交付に移らせていただきます。市長が皆様の前にて委嘱状をお渡しさせていただきますので、自席でご起立のうえ、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

(市長)

各委員に委嘱状を交付。

3. あいさつ

(事務局)

開会にあたり、松阪市長 竹上真人が、ご挨拶を申し上げます。

(市長)

それでは、あらためまして皆さんこんにちは。本日は、何かとお忙しいなか、松阪市環境保全審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は、それぞれのお立場のなかで、松阪市政に対しまして、ご指導等を賜っておりますこと、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。今、事務局の方から説明をさせていただきましたが、今回、風力発電のアセス法に基づく手続きということで、配慮書が出てきております。それに対しまして、市長意見を出さなくてはならないということです。皆様方に様々な専門的なお立場からご意見をいただいて、その意見を参考にさせていただきながら意見書を出していきたいと考えております。そして、また、事務局から説明させていただきましたが、この後、方法書、準備書、評価書と進んでいきます。こちらの方につきましては、委員会というかたちで組織をさせていただきたいと考えております。その際には、様々なかたちでご協力をいただくことになろうと思っておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。我々にとって、今回のアセス法に基づく配慮書というかたちのものに対して、意見を出すというのは初めてのことです。是非とも皆様方の忌憚のない様々なご意見をいただきながら、そして、市民にとって有益な意見を出せればというふうに考えております。何卒様々なご教授をいただきますことを切にお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、公務のため、途中

退席させていただくこととなりますが、本日は、何卒ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

それでは、ご出席の委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。富田先生からお願いいたします。

(委員)

三重県立博物館に長年勤務しておりました富田でございます。よろしくお願いいたします。専門分野は動物、生態学の分野でございます。

(委員)

三重大学人文学部の朴恵淑と申します。専門分野は環境地理学で、その中で特に大気汚染、それから地球温暖化、環境教育になっております。よろしくお願いいたします。

(委員)

三重大学生物資源学研究科から参りました松井宏樹と申します。よろしくお願いいたします。専門は畜産学の方で、どういう意見が言えるか分からないのですが、よろしくお願いいたします。

(委員)

失礼します。三重大学教育学部の宮岡と申します。専門は自然地理学で、その中の特に水文学、地下水学を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

三重大学教育学部から来ました平山と申します。専門は植物生態学と若しくは森林生態学ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

三重大学工学部の山村です。専門は電気電子工学なので、風力発電とか太陽光発電の装置の研究をやっております。大学の中で環境に関連する部門に関わっておりますので、今回、よろしくお願いいたします。

(委員)

三重大学工学研究科から参りました寺島と申します。専門は建築音響学です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本日の審議会は、定数8人中、委員7人のご出席をいただき

ており、半数以上のご出席でありますので、松阪市環境保全審議会規則第5条第2項の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

4. 会長、副会長の選出について

(事務局)

次に、事項書4の会長、副会長の選出に移らせていただきます。本審議会の会長及び副会長の選任につきましては、松阪市環境保全審議会規則第4条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めるとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

松阪市の環境につきまして非常に詳しいということと、本日の議題につきましても過去の経緯を把握していらっしゃるということから、会長に朴恵淑先生、副会長に富田靖男先生を推薦させていただきたいと思っております。

(事務局)

推薦をいただきました。皆様よろしいでしょうか。

(一同)

同意。

(事務局)

それでは、会長に三重大学人文学部教授の朴委員、副会長に元三重県立博物館長の富田委員をお願いいたします。朴委員におかれましては会長席に、富田委員におかれましては副会長席にご移動をお願いします。

朴会長、富田副会長、それぞれごあいさつをお願いします。

5. 会長、副会長あいさつ

(会長)

あらためまして、皆様こんにちは。松阪市の環境保全審議会は、非常に縁があって、富田先生と共に、これまで関わってきました。今回の大きな審議であります。白猪山における風力発電の建設において、私たちはどういったようなアセスをすればいいのか。そういったことを真摯に考えていかなければならないと思っております。先ほど市の方から戦略的なアセスに関する部分は構造的には出来ていないということですが、通常、私が関わっているところからみると、環境保全審議会というところでやっているのだから問題はないのではないかと思っております。戦略的なアセスをやっていくためには、やはり専門的な知見はもちろんのこと、地元の皆様がどういうふうにか考えるのかといった合意形成等も重い課題ではないかと思っております。ただ、どの問題においてもエネルギーをどうするかというのは、松阪のみならず、私たち現代の生活の中では、切っては切れないものであると思っております。客観的で透明性のある的確なアセスが出来ればよいなと思っております。なに

しろ力不足なところもありますので、委員の皆さんの専門的な知見を頂戴しながら悔いのない審議会の運営が出来ればと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。富田先生お願いします。

(副会長)

富田でございます。本件につきましては、朴会長と長年関わってまいりました。平成22年で終了したと思っておりましたが、また案件が出てまいりまして、戸惑っているところがあります。力不足ではございますが、朴会長と協力しながらよりよい審議が出来ますようがんばっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、ここで事業者様に入出させていただきます。申し訳ございませんが、事業者様、それぞれのお立場と自己紹介をお願いします。

(事業者)

リニューアブルジャパン株式会社、企画の方を担当しております井野好男と申します。よろしくお願いいたします。本日はご出席ありがとうございます。日頃、松阪市さんには、私も発電事業等大変お世話になっておりまして、誠にありがとうございます。本日の審議よろしくお願いいたします。

伊勢事務所の中西です。皆さんよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ありがとうございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

リニューアブルジャパン渋谷と申します。事業開発の方をやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

リニューアブルジャパンの今井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

野呂と申します。よろしくお願いいたします。

私は、今回の事業の環境アセスメントの部分を担当しております。環境コンサルタントの会社、日本エヌ・ユー・エス名古屋事業所の鈴木と申します。後、同じくスタッフの山田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。始めに、手元に配布させていただきました資料のご確認をお願いいたします。事項書、委員名簿、松阪市環境保全審議会規則、松阪市庁内調整会議確

認事項、発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図ほか3枚、他3枚につきましては、環境影響評価法の概要、白猪山周辺で計画されている風力発電事業の環境影響評価の手続状況、風車配置想定図です。計画段階環境配慮書は事前にお渡しをしておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

また、会議録作成のために録音をさせていただきたいと思いますので、机の上に設置させていただきました、マイクを使用したいと存じます。なお、マイクの使用法でございますが、ご発言の前に、マイクのスイッチを押していただいてから、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議の議長は、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長である朴委員をお願いいたします。朴会長、よろしくお願いいたします。

6. 議題

(会長)

それでは、事項書に基づいて議題を進めさせていただきます。本日の議題は2つあります。事務局並びに事業者から説明を受けた後、審議に入ることになります。順番に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議題(1)環境影響評価法及び白猪山周辺における風力発電施設計画について、事務局から説明をお願いします。

(1) 環境影響評価法及び白猪山周辺における風力発電施設計画について【事務局から説明】 (事務局)

私、松阪市環境・エネルギー政策推進課山口と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは、私の方から議題(1)環境影響評価法及び白猪山周辺における風力発電施設計画についての概略を説明いたします。お手元に配布いたしました発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図等の資料一式をご用意ください。フロー図についてですが、一番上にあります環境影響評価配慮書、今回はこちらの手続きということです。このフロー図にありますとおり、今回ご審議いただきます配慮書につきましては、環境影響評価制度の最初に行われる手続きです。今回の事業計画の立案段階での環境保全への配慮等を検討して、それを取りまとめ、その結果を踏まえて以降の手続きに反映させていくという目的になっております。今回、事業所から配慮書が提出されまして、環境保全の見地から市長の意見を求めるといった文書が届きました。同様に三重県の方でも知事に対して事業者から意見が求められているということで、現在知事の意見が取りまとめられているところであると伺っております。フロー図の次の段から下に方法書、準備書等の手続きが進んでいきます。それぞれの手続きの各段階におきましては、市長意見が県知事から求められるという記載になっております。今後、方法書、準備書ということになります。より詳細な計画調査になるということですので、説明会の開催とありますとおり、各縦覧期間におきまして、説明会が開かれるということになります。続きまして、資料の2枚目、環境影響評価法の配慮書と方法書以降の概要についてです。こちらも配慮書の関係の説明です。配慮書の目的ですが、事業計画が確定する前の段階で作成されるということで、例えば、立地や基数が複数案出され、それを比較検討して、重大な環境影響をどのようになくしていくか、或

いは低減させていくかといったことの検討・評価、このようなことが目的とされています。一方、方法書以降におきましては、確定された事業計画に基づきまして重大な環境影響に限らず、より環境に配慮されたものとなるような検討・評価を行うといった違いがあります。また、アセスメントの概要といたしましては、先ほども申し上げたとおり、項目として重大な環境影響を受けるものを評価の項目として選び出します。調査としましては、既存の資料で調査や簡易的な手法によって予測を行うなどのことです。計画段階といったことでありますので、詳細な検討調査につきましては、そこまでは求められていないということになっております。一方、方法書以降につきましては、重大なものに限らず影響を受けるものについて、項目として網羅されます。現地調査等の実施、或いは詳細な予測を元に環境影響の回避・低減といった検討を行うという違いがあります。環境保全措置、或いは事後調査といったことも方法書以降には検討されるということになっております。このようなことで、一般的な趣旨として、配慮書については、計画が確定する前に事業の位置や規模の複数案の検討、事業実施が想定される地域の生活環境や自然環境、それらに重大な影響を与える事項、これらについて地域住民や専門家、或いは地方公共団体の意見を取り入れて、今後の計画に反映させていくという手続きになっております。今回は、配慮書をご覧いただくと分かる通り、複数案でなく、単一案で計画をされております。以前より計画があったところとほぼ同じということで、一定の資料が揃っているということもあって、単一案というご判断をされたものと伺っております。続きまして、白猪山周辺で計画されている風力発電事業の環境影響評価の手続き状況について説明いたします。今回の案件につきましては、既に皆様もご存知かと思いますが、ほぼ同位置で、平成 20 年に CEF（クリーンエネルギーファクトリー）様という事業者におきまして、風力発電所の計画が持ち上がっております。当時、自主的な環境影響評価というものが実施されておまして、松阪市におきましても開発行為に関する環境保全条例という条例に基づきまして、開発届が提出されました。それを受けまして、今回のように環境保全審議会環境影響評価準備書について、ご審議を賜っております。その後、平成 22 年 5 月には、市長に対して環境保全審議会の方から環境影響評価の調査・予測については妥当であるが、地元住民の信頼と納得が十分に得られているかという視点の尊重等を市に求めるといった趣旨の答申が出されております。当時、風車から発生するとされております低周波に関して、健康被害の懸念といったものが地元にございまして、地元合意といったところまでは至らなかったという状況でございます。平成 22 年 8 月、当該開発行為の承認・不承認について市長の判断を保留するといった旨の文書を市長から事業者に宛てて提出しております。また、その後、事業自体の計画は進んでいない状況であるところの方は推測しております。先にも申しました通り、風力発電施設は当時、環境影響評価に関する法律の適用がございませんでした。多くの場合、新エネルギー・産業技術総合開発機構様が作られましたマニュアルに従って、自主的な環境アセスメントを行っておられます。このような状況でございます。平成 24 年 10 月には、環境影響評価法の改正が行われております。その段階で、一定規模の風力発電所についても法の適用を受けるということになり、今回、リニューアブルジャパン様が設立された合同会社松阪飯南ウインドファーム様によって、風力発電施設の設置計画が出されまして、昨年 12 月 1 日に法令に基づく環境アセスメントの手続きが開始さ

れたという運びになっております。今回の配慮書につきましては、1月8日までの間、市内8箇所縦覧、1月18日まで意見募集が行われておりましたが、既に締め切りされております。今回、事業主体でありますリニューアブルジャパン様のお話では、CEF様の事業に関しては、撤退をされたという認識をされているということです。今回、その事業をリニューアブルジャパン様が引き継ぐという関係にはないということであり、新たに事業を開始されるということで手続きが開始されたということをご理解いただきということです。また、本件に関する情報といたしまして、隣接地域にありまして、くにうみ（くにうみアセットマネジメント株式会社）様によります風力発電所の計画が現在も進められております。伺っております範囲では、出力が2,850kw、8基の風車が今回の案件の西側に連続するかたちで建設される計画になっております。こちらは、平成20年頃、当時ジャネックス様という事業所様にあつて計画がされまして、同様に自主アセスを行っておられて、先ほど申し上げたとおり、法律の改正がありました平成24年10月ですが、風力発電事業が法適用に移行される際、経過措置として当該自主アセスを準備書相当として法の手続きへの移行といったことが済まされております。ただし、同様にその計画に関しての地元合意が得られていないという状況でございまして、平成26年3月、当該事業がその状況の中で、くにうみ様に引き継がれたという状況です。現在、既に環境影響評価書作成への追加調査を行っているという状況であると同様にして、評価書の作成前の段階であるということです。事業所様の説明の中では、環境アセスメント手続きのおおよそ95%程を終えているということでした。こちらの計画につきましては、平成25年1月には、当時の松阪市長の意見を踏まえた知事の意見書が環境影響評価準備書に対して出されております。先ほどのフローでも見ていただけますが、今後のアセスメントの手続きの中で、市長が意見を述べるというところが、既に終わられたものと考えております。ただし、地元合意といったところが、未だクリアされていないという状況でございまして、今後さらに具体的な動きもあろうかと考えております。最後になりますが、資料の地図をご覧ください。こちらが、リニューアブルジャパン様とくにうみ様の風車が建設された場合の想定配置です。このようにこの一帯でおおよそ20基の風力発電施設が連なるということが想定されます。以上で今回の手続きとこれまでの白猪山周辺の風力発電計画等についてのご説明をさせていただきました。ご審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。只今の事務局からの説明に対して、質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、次に移ります。議題の(2)(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について、事業者から概要説明をお願いします。

(2)(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について【事業者から概要説明】

(事業者)

本日はよろしくお願ひいたします。まず、冒頭に今日のスケジュールをご説明いたしま

す。私の方から事業説明を 10 分間程させていただき、その後、環境関係の話をコンサルタントの日本エヌ・ユー・エスから 30 分程、その後、先日の調整会議の際に出たご質問に対するご回答をご紹介します。最後に一昨日、地元の意見が出てきましたので、まだ細かくは検討していませんが、どういう意見があったか、どれくらいの意見があったかというのをご紹介させていただきます。

まず、環境アセスの方ですが、先ほど山口様からご紹介がありましたように、国の環境アセス法に基づいてやる検討であると思っております。そういう意味で、地元との調整は市役所さんの方と一緒に協議させていただきながら進めていきます。環境アセスと地元とは並行して進めていきたいと考えております。アセスの方ですが、環境省、経済産業省の方のアセスが進んでおりまして、一次質問が 1 月初旬に出てきて、今は二次質問を受けている最中です。昨日、二次質問が出てきました。これを今月 27 日までに環境省に回答するというスケジュールです。環境大臣意見が 2 月 19 日を目処に案が出てきて、経産省の第一意見が 2 月 26 日に出てくる予定です。県の方も既に部局での説明、審議会も終わっておりまして、県知事意見の準備をしている最中です。私が聞く限りでは、今月末までに県知事意見が出てくるということです。事業の方を簡単にご説明いたします。先ほど市役所さんの方から配置図のご紹介があったと思いますが、以前でいうとジャネックスさん、今でいうくにうみさん、我々の方は配置図左のほうの CEF さんのところでやらせていただきたいと思います。事業の継承は基本的にはされておりません。我々の理解としては、環境アセスの方を CEF さんが引き続きやらなかった、経過措置を取らなかったということ。今回新しく我々の方で配慮書の手続きを始めたということで、この事業について、現状、我々の方でさせていただけるものと考えております。再度、経産省の方にも事実関係について確認をしたいと思っております。事業内容ですが、配慮書の 19、20 ページを見ていただきたいと思えます。これが一番分かりやすい図かと思えます。今計画しているのが、ちょうど白猪山の頂上が真ん中より東側にありますが、ここに 12 基を考えております。この扇風機マークのようなものが、風車の位置を表しております。まだ正確な位置ではありません。今後、測量等をやって行って、正確な位置を決めるというかたちになります。もう一つ、基数も最大 12 基と考えておりますが、審議の中で 12 基がよいのかどうかということも審議の対象になるかと思えます。環境省の方からも基数を減らすというアクションもあるかと思えます。最大 12 基というかたちで考えております。風車の出力は 1 基あたり 2,100kw を考えています。しかし、これはまだ決まったわけではなく、風強をきちんともう一度測って、2,100kw がよいのか 2,000kw がよいのか、羽がもう少し大きいものがよいのか、今後の風強測定で検討します。地盤の構造計算を建築基準法に則ってやらないといけませんので、そうすると乱流強度も出てきます。それで、2,000kw か 2,100kw かを選ぶというかたちにさせていただきたいと思っております。今の段階ではどちらにするか決めておりません。風車の方は、日立さんのもの、これは三重県の青山の方にも建っているかと思えますが、同じダウンウィンドウタイプのものを使いたいと思っております。それが、12 ページに風車の絵が書いてあります。ローターが 86m ということですので、これは出力 2,000kw のものです。出力としては最大 2,100kw のものを考えていますが、風車の大きさは 2,000kw のものの方が 2,100kw のものより大きいので、配慮書の方には常に大きい方を

記載しております。もう一度、19 ページに戻ります。12 基並べて、12 基の間に赤い線が入っています。雲マークの中に赤い線が入っていますが、この線が地中埋設の送電線になります。風車間を結ぶ地中埋設の送電線です。そこにページの端の方から点線が書かれています。これは国道、県道、市道、林道があります。そこから送電線を持ってくるということです。中部電力さんとお話している最中ですが、中部電力さんとの関係点が一番左にあるところとなります。まだ、ここで決定しているわけではないですが、この辺りは、中部電力さんからもできるということを示していただいているものです。これから詳細について、中部電力さんとお話をさせていただくというかたちになります。この関係点まで地下埋設でケーブルを持ってくるのですが、この点線が終わって雲マークの風車間の地下埋設間の赤くなっている S 字型の線があると思います。ここは今林道がないところです。これは、森林監督署と話をさせていただいて、ここに林道を作らせていただくというかたちで考えております。我々の事業としては初めてですが、以前 CEF さんがやったときも同じようなかたちでこの林道の計画をされていたということですので、基本的には同じようなかたちでさせていただけないかということをお森林監督署にお願いしております。雲マークのところですが、これが今回の事業実施想定区域になります。直径が 500m を考えております。一番気になる場所であると思いますが、住民さんとの距離ですが、以前より大分離させていただいております。質問書の中には距離を入れております。測量ベースでの距離ですが、1km 以上離させていただいております。重要施設ということで、学校や幼稚園、病院とは 2km 以上離させていただいております。これもアセスの方で鈴木から説明させていただきたいと思っております。工程ですが、22 ページに工程表が書いてあります。今年が 2016 年ということで、工事は 3 年後の 2019 年 2 月からを考えています。というのが、環境影響評価の方で猛禽類の調査が 2 期必要なので、最低 3 年かかるということになります。既に猛禽類の方の調査を始めておりますが、これは環境省からも了解をいただいて、市の協力もいただいて、調査を始めております。それが、3 年ということで、その後、銀行関係、融資関係の検討をしなければいけないということで、2019 年 2 月から工事を始めることとなります。まずは、我々は取り付け道路と呼んでいます。風車のところの道と林道の間を初めに工事させていただきたいと思っております。この道がないと風車の工事ができませんので、まずはこの取り付け道路を先に作らせていただくかたちを考えています。その後、基礎工事をさせていただくというかたちになります。完成が 2022 年、平成 34 年 1 月末を考えています。まだ、細かい工程は出していません。今までの経験ベースで書かせていただいております。我々だけではなくて、業者さんとして、建設工事は東光電気さんということで、既に実績があって、日本でも随分風車を建てられている建設業者さんをお願いしております。風車の方は先ほど申しましたように日立製作所さん、建機の方もアチハさんという会社で、特殊建機を持っておりまして、湾曲がきつい所でもある程度入っていけるような建機を持っている会社さんで、ここも風車建設に対して実績がある会社さんです。実績ある会社さんと一緒に工事を進めていきたいと思っております。中部電力さんの方ですが、先ほど申しましたとおり協議を進めております。関係の方が 2021 年 10 月を考えております。工事の物量についても実績ベースということになります。これは、設計等、これから測量を進めさせていただいて、色々なご意見をいただいて、その中

で、設計を固めていかないといけないので、それをベースに物量なり交通量なりをきっちり出していくということになります。現状は、計画ベースでのざっとした数量であると思ってください。これは、後々変わっていく数字ですので、ご理解いただきたいと思います。その他、30、31 ページですが、まず、30 ページは色々な方から質問がありますが、工事中の騒音の問題や車両の問題です。使う車両の内、大きい車両はこちらに書いてあります。代表的なものですので、先ほど申しましたアチハさんが使うものは、特殊なものがありますが入っておりません。その辺りについても、今後工事計画が進む中で表していきたいと思っております。31 ページに切土、盛土についてありますが、残土処理の問題や土砂崩れの問題があると思います。基本的に盛土については、強度が足りないので、あまり強度が強くないところ、例えば駐車場といったところに使わせていただいて、使える量は限られていると考えています。切土としては、全体で 10 万 m³を考えていますが、盛土は 1 万 m³くらいしかないと考えております。残り 9 万 m³については、山に捨てるわけにはいかないので、持ち出したいと考えております。これをどこに持ち出すかというのは、また今後検討するかたちになると思います。大きい部分で事業としてはこのような形になります。また、ご質問等色々あると思います。時間も限られておりますので、環境の方に話を移らせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。それでは引き続きお願いします。

(事業者)

では、引き続き環境の方についてご説明を申し上げます。お手元の資料 35 ページ以降、第 3 章というところで、今回計画をしております事業実施想定区域、これは法律上の決められた言葉で馴染みのない言葉であると思いますが、風力発電事業を行おうとしている区域及びその周囲の環境の状況を現地の調査には入らずに文献等を使いまして確認をし、事業計画が固まらないある程度融通のある段階と地域の環境、そこに環境基準が達成できていない地域ですとか、貴重な動植物がいる地域、若しくは騒音等、特別な配慮が必要な住居があるか等を文献上、地図上の情報を重ね合わせて、そこに今回のプロジェクトについて何かしら重大な影響があるかないか、それを計画段階のかなり早い段階で確認する。それに基づいて、もし重大な影響が発生するおそれが生じた場合には、それをより低減する、若しくは回避することを検討して次のアセスのステップ、方法書に進んでいこうというのが今回の目的です。この計画段階の配慮書検討というのは一昨年、最近作られた制度でありまして、従前の手続き等ではこういう事業計画に基づくアセスをやりますということで、方法書、そして、その結果はこうですという準備書に入っていくわけですが、計画の早い段階で一度事業の検討を行って、それを皆さんで情報共有し、有識者のコメントをいただいて、事業をよりよい環境保全措置を図った事業に反映していきましょうという内容です。従いまして、これからお話をします第 3 章につきましては、文献ベースで、地域の環境の状況、自然的状況、社会的状況、分布しております住宅や道路、水の利用等を文献で調べて書いてあります。少し駆け足になりますが、35 ページ以降から状況について説明申し上げ

げます。今回の前提としまして、風力発電事業でございますので、大規模なばい煙の排出ですとか、例えば、公共用水域への排水について広い範囲に行うということはございませんので、文献調査の対象範囲につきましては、松阪市さんがお持ちになっている環境白書の統計ですとか、社会統計、人口統計等を使って調べてあります。それ以外に、松阪市さん独自ではないものについては、例えば、環境省が行っている自然環境保全基礎調査等の入手できる文献情報について調べてあります。まず、35 ページについて、大気環境の中で気象の情報ということで、最寄りの気象観測所の気象データを記載しています。気象観測データでいきますと、平均気温なり、平均風速、出現率等を文献で示しまして、地域の概況として表にまとめてあります。37 ページからが大気質の状況ということで、いわゆる SO_x、NO_x、SPM、PM_{2.5} 等といった大気質の環境基準の達成状況について確認してあります。松阪市さんの方でお持ちになっている測定局は一般生活環境の大気を測っています。一般局が松阪第五小学校、自動車の沿道の排ガスを測定しておりますのが国道 23 号の沿線、その場所は、36 ページの地図に示してあるところで、今回の事業計画地の 10km より外れた範囲であります。松阪市における大気質の状況においては、この 2 点の文献から状況を確認してあります。大雑把に申し上げますと、当該地域につきましては、SO_x、NO_x、SPM、CO、PM_{2.5} についてですが、概ね環境基準を達成しており、良好な環境状況かと思えます。一部光化学オキシダント、38 ページの下にある表ですが、環境基準を達成できていない状況にあります。これは、大陸からの影響ですとか、全国的なレベルで行っているところでありますので、国内の事業状況ではないですが、環境の状況としては、環境基準は達成できていないところです。40 ページに、最近話題になっている PM_{2.5} の測定結果が書いてあります。これによりますと、平成 24 年、25 年は、環境基準値の 35 μg/m³ を上回っておりますので、達成できていないという状況ですが、最近出ました平成 26 年につきましては、環境基準が達成できている状況です。41 ページには、網羅的に典型 7 公害につきましては、松阪市内と事業計画地が所属します飯南管内というところでの平成 25 年度の公害苦情件数に関して松阪市さんの報告書から拾ってあります。これによりますと、市内の方では、大気汚染、水質汚濁等、いくつかの苦情の件数がございまして、今回計画をしております飯南の方では、公害に関する苦情はない、良好な環境の状況であるということになっております。この中で、松阪市内の公害苦情の件数は野焼きや廃棄物の臭いといったことが多いようで、いわゆる工場の稼働や自動車の走行といったものが原因ではないと聞いております。42、43 ページが騒音、振動、悪臭、電波障害に関する状況を示してあります。当該地の極近くの部分では、測定はされておられません。松阪市内で測定がされておりますが、こちらの方では、環境基準が達成できている状況であると確認しております。44、45 ページが水環境の状況です。白猪山の周辺にはここを水源とする阪内川、櫛田川、雲出川等の河川が存在しております。それらの河川につきましては、水質の状況を示したものが 46 ページにあります。そこで測定されている水質測定点では大腸菌群数が一部環境基準に適合していないものがございますが、それ以外の BOD、SS、DO といった水の汚れ、水の濁りに関する項目に関しては、環境基準が達成できている状況です。大腸菌群数については、もしかしたら生活用水の流入といったことがあるのではないかと考えております。48、49 ページが土壌及び地形、地質の項目です。こちらの方では今回の計画地の周りでは土壌汚染、

地盤沈下、重要な地形、地質の存在は確認出来ていません。一部地形分類上、断層が走っているところではありますが、今回の事業計画地の中に大きな断層は走っていないということは地図上から確認してあります。53 ページからが動植物及び生態系の状況に関する記載です。今回文献としましては、平成 27 年 3 月に公開されました三重県のレッドデータブック、これが以前刊行されたものから内容を更新されて、新しいレッドリストデータ等も含めて刊行されたものですので、こちらの方を主要な文献として、哺乳類、両性爬虫類、昆虫、鳥、植物についての希少種の分布状況を確認してあります。少しページが飛びますが、137 ページをご覧ください。青線で書いてあります 53、63 というのが三重県のレッドデータブックの 2 次メッシュと呼ばれているもので、この 2 次メッシュの中でレッドデータブック掲載種の出現をこの 53、63 について確認をし、計画地の周辺地域で希少な種がいるかどうかを判断してあります。それらの結果を 53 ページ以降で表にして示しています。とりまとめとしましては、読みにくいかもかもしれませんが、66 ページに地域における重要な種及び注目すべき生息地の状況として 53、63 の地域メッシュで、例えば、哺乳類ではニホンカワネズミ、ツキノワグマ、リス等が 6 種、鳥類につきましてはヤマドリ、オシドリ、オオタカ、サシバ、クマタカの猛禽類 9 種等、周辺地域ではこれらの種の生息が確認できております。表の下になお書きで書いてありますが、地域における生息地の保護ということで、天然記念物の保護地域や鳥獣保護区における銃猟の禁止区域、自然関係絡みでいう生息地の保護区域、これらに関しては、今回の事業計画地の周辺には存在は確認できておりません。67 ページからが植物の状況です。68 ページに環境省がやっております現存植生図を示しております。これによりますと、雲形で示しております事業実施想定区域、その中に赤い線で示しております道路、ちょうどここが尾根の稜線からやや南側に入っております、稜線を越えたところ一帯が保安林の地域です。アベマキ、コナラ群集があります。緑の濃い群集です。今回計画しております南側では薄茶色のスギ・ヒノキ・サワラ植林、植林地帯が主なものになっております。その中で、一部黄色や濃い茶色で示してある部分があります。これが白猪山の尾根部になりまして、そのあたりでは、自然植生、植林地とは違う植生群のかたまりがあることを確認しております。69 ページ以降が植物種のもので、それぞれ維管束植物、蘚苔類、キノコ等、これらをレッドデータブックの方で確認してあります。重要な群落につきましては、75 ページに示してあります。今回の周辺地域で重要な種と、それとは別の重要な群落として指定されておりますのが、白猪山のところにあります特定植物群落の一帯のところ、先ほど申し上げた部分がそれに該当するのか、それとは別のところなのかは、文献上では確認出来ていませんが、白猪山のところには重要な群落という記載があります。それ以外に巨樹・巨木林、天然記念物等の存在を確認しております。生態系の概要に関しましては 76 ページに示してあります。まだ、文献の世界ですので、陸域の中では植林地等を主体とした樹林帯とそれの開放地域になる草地を基礎基板とした生態系で、その頂点にはオオタカ、クマタカ、サシバ等の猛禽類、また、水域の部分に関しましてはサギ等を頂点としました生態系が形成されていることを確認しております。景観、人、触れ合いに関しましては、景観の状況として、やはり話題になります深野の地区の棚田、三重県の実験自然景観資源としては、堀坂山、県立公園になっております香肌峡及び不動滝等、人と自然との触れ合いの場としましては、白猪山に登るハイキングコース、

阪内川上流地帯のホタル、カエルのウォッチができる自然観察の場等を確認しております。社会的状況については、少し割愛をさせていただきますが、一つ確認をお願いしたいと思っておりますのが、88 ページのところですが、88 ページには、学校、病院の配置が記載されています。学習、入院されている方等、特に静穏な状況が必要な設備、学校、病院、図書館、保育園などが含まれます。それらの分布位置と事業実施区域の位置関係を示してあります。今回の事業では、事業予定地の南側の国道 166 号線沿いにそれぞれの保育園、学校、幼稚園、病院等がありますが、これらの施設と事業実施区域の風車の距離は、2km 以上確保できているという状況です。一般の住宅に関しましては、この中の尾根を登るちょうど山の谷間になっているところには、一般の住宅がありまして、この中では示してありませんが、住居の位置としては、約 1km のところに個別の住宅があることを確認しております。119 ページ以降が第 4 章になります。先ほど申し上げました事業内容と地域の環境の状況、これらを照らし合わせて重大な影響があるかないかについて検討しています。これらの項目については、123 ページに示してあるマトリクスというものであります。風力発電事業に関して影響要因としては、風力の設置工事のための資材搬出入、それから現場でバックホウやトラックが動く、建設機械の稼働、造成面が一時的に出現することに伴う工事の実施の影響、運転開始後に伴いまして、工作物がその地に存在するということと風車が稼働すること、それぞれの風力発電事業に伴う影響要因が縦軸に示してあります環境の各項目に関して影響があるかないか、それをつき合わせて、今回アセスの項目を選定したのが丸印で示しているところです。縦軸の方は、環境基本法第 14 条でしめされている項目につきまして、それぞれ大気、水、動植物、景観、廃棄物の項目を選定してあります。これは、環境影響評価法に基づく手続きでありますので、環境基本法第 14 条で指定されている項目についての影響評価を行っております。ですので、前回行われましたような、電波障害、災害というものは環境基本法に定める項目外のものになりますので、今回の配慮書の段階では検討から外しております。今回、重大な影響をみるということですので、重大な影響が発生するおそれがある項目について、選定して丸印を書いてあります。これが、次のステップにある方法書、準備書に関しましては、グレーのメッシュを掛けてある項目について、個別に影響評価の項目として選定するしないを検討し、その後、現地の調査をし、定量的な予測手法を行って結果を出して影響が発生するおそれがある項目について予測評価を行っております。その結果につきましては、各項目別に 131 ページ以降から書いてあります。まず、騒音及び低周波音につきましては、今回の事業計画地の位置と配慮を要すべき対象施設の位置関係からみて重大な影響があるかないかを判定してあります。その結果を 134 ページの図に示したところです。特に騒音、低周波音といった静穏な環境が必要な施設との距離、位置関係を、オーバーレイをかけてみたところ、直近のものでも 2km 以上という距離が達成できており、距離による低減の効果が得られることにより、直ちに重大な影響を発生しないであろうと判断しています。135 ページに少し細かく書いてありますが、この辺りについては、今回計画しております風力発電機と同じタイプのものが新潟県で実際に稼働しておりますので、現地の測定を行い、騒音のレベルを確認しました。大体 1km 離れてくると、風車が稼働している時と止まっている時で差があるかないかは判断できない状況です。これは、10 基の測定で確認をしております。新潟で行ったのは 1 本だけの風車で

したが、今後、環境アセスの進行に伴いまして、これが複数の風車、2本、3本の風車が、それなりに距離が離れている場合、場合によっては隣の事業者さんの風車、タイプの違う風車であると思いますが、そういった場合の複層的な騒音の発生につきましては、設備が決まって、その諸元が分かるようになれば、定量的なシミュレーションをかけて、住宅及びそれ以外の対象物があれば、そういったものについての影響評価を行っていく。そして、それに基づきまして、環境基準に照らし合わせるがよいのか、それ以外の評価基準に照らし合わせるがよいのかは、今後検討していきませんが、定量的な予測評価の結果を示し、説明会を通じて地域の方々とも交流を図っていきたいと考えています。同じように136ページ以降が動物及び植物に関しまして、希少な動植物、先ほど申し上げた確認をされた種類の生息状況、生息環境の改変の有無につきまして取り上げて比較検討して示してあります。これらの動植物は文献に基づいて生息する可能性があるということは、確認出来ておりますが、具体的に事業の計画地、風車を設置する改変区域及び道路の設置場所にあるかないか、もし、その生息場所があった場合には、設置する場所を移す等の回避措置をとる等の環境保全措置を講じていけば、直ちに希少な種の生息、生育環境を消滅させるようなことはない。必要な環境措置を取ることが出来るので、重大な環境影響はないだろうという評価を行ったところが156ページあたりにまとめとして書いてあります。157ページからに関しましては生態系というところで、生態系のピラミッドの頂点にある上位性の観点からは猛禽類のクマタカ、地域を表す典型性としては、スギ、ヒノキの植林地若しくは白猪山の特定植物群落等といった地域の特徴を表す生態系を有する地域であると思っております。現段階では、生態系に及ぼす影響は直ちに判断は出来ないところではありますが、必要な環境保全措置、例えば改変区域を実行可能な範囲で低減する、若しくは道路の位置をそういったものが生息する場所から迂回させるといった保全措置を取ることによって、地域の生態系が消滅するような重大な影響は生じないであろうと、それから、この地域に関しましては鳥獣保護区等、天然記念物の生息地区ではないことから、消滅させる重大な影響はないであろうと判断をしております。最後は、景観について160ページ以降にあります。自然景観資源とされております深野の棚田、堀坂山からの景観になりますが、やはり棚田からは位置も近く、ちょうど見上げる角度になります。視野角についても垂直角で4度に近く、少し圧迫感を生じるというような景観になってくると思います。景観を低減するためには、今後、松阪市さんの景観計画等との整合をとりながら、設備の配置、色彩、見え方の程度等を検討して、環境保全措置を取ることによって極力低減するということから、既にある自然景観の展望地を直接改変することではないので、重大な影響が直ちに発生するものではないという評価をしております。少し駆け足になりましたが、以上が今回の配慮書の中で示した地域の概況及びそれに基づく定量的な部分での予測評価の結果です。

(会長)

ありがとうございました。多岐に渡る内容で説明も大変であったと思います。いかがでしょう。どの部分からでも構いませんので、質問、ご意見はありませんか。実際の審議に入りたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願いします。

(3) 審議

(委員)

それでは騒音、振動の関係で教えてください。まず、複数案ではなく単一案で示されているということですが、風車の機械そのものから出る騒音の特性というものは、色々あると思います。それを比較検討するということはされなかったのでしょうか。

(事業者)

今回の風車計画については、先ほど CEF さんとの連続性はないとご説明しましたが、場所等も含めて、以前、市の審議会で作らせていただいた場所がありますので、基本的にそれを踏襲して、ただ、距離の問題ですとか、風車の大きさによっても騒音の発生の仕方が違いますので、風車を小さくするといった配慮をさせていただいて、基本的には複数案ではなくて、単一案を進めたいと考えています。

(委員)

日立さんを選んだのはなぜでしょうか。

(事業者)

これは、2点あります。1点目は、ダウンウィンドウということで、低周波音が出にくいということが一つの特徴かと思います。低周波音というのはポールとブレードの間の距離が関係しますので、ダウンウィンドウの方がその幅を取りやすいということもあります。もう1点は、風車が落ちる等の事故があったと思いますが、その辺りの制御の仕方が日立さんの方が、事故を起こした機種よりもきちんとしているという判断を元に日立さんを選ばせていただきました。

(委員)

その辺りを示した方がよいのではないですか。いくつか選択肢があって、これを選んだのはなぜだというのを示された方がよいと思います。特に私は音についてですが、スペックをはっきりしていただきたいと思います。風向きも関係あると思いますが、指向性とか風速は表に出っていますが、もう少し詳細な音源としてのスペックが分かれば、よりシミュレーションは正確に出来ます。風速との関係だけでなく指向性を示された方がよいと思います。多分シミュレーションでは距離減衰を使われると思いますが、気象の要素は入れるのでしょうか。特に風は入るかもしれませんが、温度分布、屈折も含めたシミュレーションをやられる予定ですか。

(事業者)

今、2つ進めておまして、まず現状やっているのが、先ほど鈴木が説明しましたように実際の騒音がどれくらいになっているのか。これは、1/3 オクターブごとに測らせていただいております。その中では風速でしかみていないのですが、基本的には気温ですとか気圧、要は振動の問題なので、そこは押さえるべきだと思っています。シミュレーションの方も

環境影響評価ではやらないといけませんが、事前にシミュレーションの方もさせていただいております。これは、神戸のニュースさんという業者さんです。小林理研さんをお願いしていたのですが、時間がなくて、そこからニュースさんを紹介していただきました。そこも色々お話しさせていただいています。そういう意味で、低周波音、騒音、ニュースさんだけでなく、暗騒音も測らせていただいております。これもご協力をいただいて、2箇所、飯南の方とあと2箇所やらないといけないのですが、暗騒音も含めて、まずは事業者の方で出来ることをやらせていただきたいと思います。その中で、今は出来ないですが、今後はおっしゃるとおりに他の気象条件も入れてシミュレーションします。あと、振幅がどうなるのかということもあると思います。これも現地で測った状況、暗騒音も含めてですが、どうなっているかというのは一番大きいと思います。そういうところもきちんと説明させていただきたいと思います。

(委員)

周波数の偏りや振幅変調、これは低周波では特に問題になりそうな点ですので、出来るだけそれをシミュレーションで表現して問題ないことを示すことが望ましいと思います。先ほどありましたが、既に同タイプのものを測られているので、これは、参考になると思いますが、違いとしては気象条件等が影響してくるので、それはシミュレートした方が望ましいと思います。

(事業者)

おっしゃるとおりです。周りの環境が違いますので、日立さんの1基は新潟にあるものです。これは海に近い所であって、暗騒音として低周波音は出やすいと思います。その辺りも考えながら検討させていただきたいと思います。この135ページにも記載させていただいておりますが、現地で測定した暗騒音が載っています。これと合わせながら、検証することは色々あると思います。暗騒音ともう一つは実際に測ってみて違いはどうだったかということの評価を第三者にやってもらうということが必要だと思います。

(委員)

暗騒音の評価は非常に大事であると思います。暗騒音が低いからこそ問題が生じる場合が多々あります。低周波についてですが、平成24年の環境省でやった大規模な調査では、殆ど今の風力発電施設では低周波に関しては閾値以下であるという結論が出ていますが、やはり、ここを押さえておかないと住民も納得しませんし、勿論項目から外せませんので、丁寧にやっていただきたいと思います。今のところ、評価基準がないと思いますが、それをどのように評価されますか。

(事業者)

評価というのは難しいと思います。健康被害の評価は簡単な話ではないと思っております。これは、先日も環境省の方で検討会をされまして、どうするのかというところで、実際に具体的な数字を表せるかという難しいという話になっています。ただ、我々として

は、放射線もそうだと思いますが、何か被害があるといけないので、そこは、行政の方と協調しながら、低周波音に関しては手引きがありますので、実際に被害があった場合には、計測をしたり対応をしたりというのは、行政と協力をしながらやらせてもらいたいということを松阪市さんにご相談を申し上げているところです。

(委員)

最新の知見をもって対応していただきたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

私は初めて配慮書というものを読ませていただくので、いくつか確認したいことがあります。まず一つ目、この配慮書というのは、運転するまでの環境に対する影響を調べるものという認識でしょうか。つまり、運転中とか若しくは運転終了後どうするかということは、この中には記載する必要はないということですか。

(事業者)

これは、アセスの手続きを決めております省令や手引きにも書いてあるところですが、基本的に計画段階配慮書は、いわゆる長い期間残ることがベースです。工事につきましては、一時的であること、工事が終了したことによって元に戻る状況、可逆的な状況というのが考えられるので、工事の部分に関してはあまり重点を置いていない、どちらかという供用後に発生することに関して重大な影響があるかないかを考えましょうという取り組みになっています。

(委員)

では、これは運用中のことも含めての環境配慮ということですね。分かりました。もう一点は、この配慮書というのは、フロー図を見せていただきますと、環境省さんには照会されたということですが、住民の意見というのはここには入らないのですね。住民の方にも見ていただいて、何かご意見をいただくということはこれを使ってやるわけではないのですか。

(事業者)

住民さんの方にも縦覧させていただいて、ご意見をいただいております。後で紹介させていただきますが、約 80 名の方から意見としては 145 の意見書をいただいております。これをどういうふうに扱うかというところは、二つありまして、環境影響評価というところでの扱い方、これは、環境保全の中で、法律的にどういうふうに扱うかというところですが、もう一つは、地元としての事業に対する姿勢や、今後のやり方を土砂災害等含め、どうするかというのは、今後市の方とも協議しながら進めさせていただけないかと思っています。

(委員)

ありがとうございます。そういったことを踏まえまして、何点か質問させていただきます。まず、1点目は、先ほどお聞きしたこととも関連しますが、最近こういった事業というのはLCAを考えないといけない。つまり、廃棄するというところまで、事業を終了してその後どうするのかというところ、現状復帰するのか、それとも事業をこれからどうしていくのかということまでを環境に配慮する必要があるのではないかと思うのですが、それについての記述を探すことが出来なくて、事業の最初から終わりまで、どういう環境影響を考慮していけばよいのかというところをどこかにサイクルとして書かれた方がよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

今、それに対するコメントを明確に出来るわけではないですが、モニタリングいったところでどうするかといったところだと思います。どこまでモニタリングが必要かといったところを今後協議させてもらうかたちになると思います。

(事業者)

いわゆる法解釈の部分になってしまいますが、環境影響評価法は事業の着手までが法律の対象範囲でございます。それに伴って、工作物を設置するという工場の影響とそれが運転開始した後の影響であります。それが終わった後の部分は法律の範疇からは除外しております。発電所等で話題になっておりますリプレース、古いタイプの発電所を更新して新しくするというものですが、古いタイプを廃棄する、産業廃棄物の発生という点ではアセスの対象になりますが、事業が何年続いてそれが終わった後にどれだけの廃棄物が発生してという部分は今回の法律のターゲットには入っておりません。

(事業者)

そういう意味で、行政さんと色々お話をさせていただきながらモニタリングのところをどうするかということです。今、はっきり申し上げられるのはそのくらいです。

(委員)

もう一つは市民の感覚として、これが途中で放棄されたら困るわけですし、法律上必要ないのかもしれませんが、市民の合意をいただきたいという観点から何かしら記述は必要ではないかと思えます。責任を負うというところまで書けるかどうかといえば、書けないと思えますが、やはり、どうしていきたいかということは書くべきではないかと思えます。それと関連して、目的のところですが、目的が2つありますよね。それを市民の方がみられたときに市民の皆さんにどういうメリットがあるのかということが伝わりにくいのではないかと。大きくみれば、環境にやさしいということで、エネルギー環境をよくするというところで、最終的に皆さんの生活をよくするというところに繋がっていくのでしようが、そういったことをもう少し明確に目的の中に入れられた方がよいのではないかという感じはしました。これですと、市民の皆さんはこういった影響がちょっとはありますが、これくらい

だったら我慢してくださいという、要は我慢を強いるだけの書類になっていて、皆さんがこれはよいことだからやろうと思うようなものにはなってないのではないかという気がします。

(事業者)

これは、法律的な評価書なので、ここで書くかどうかということがあるかと思います。よいご意見をいただいたので、事業者の方として、特に地元との協定をどうして行くのかという話をしていかなければならないと思っています。その中で、こういう言い方がよいのかどうか分かりませんが、メリットをどうするのか、その中でこういうところの問題が出てきますよねというところをどうするのか、お互いに協議させていただくというかたちになるかと思っています。そういうかたちで進められないかなと思っています。

(委員)

もう一点、環境影響というのは、法律上は自然、生活なのですけれども、ここで気になったのが、系統へ繋ぐわけですね。これだけの大きなものを、大体2万kWですか、ですから500軒から600軒等の電力が十数秒単位で変動するわけですから、多くの太陽電池とかでも気にされているのが、電力変動が付近に電圧変動として出てこないか、その辺は、本来は中部電力さんと協議して、当然、許容範囲内に納めるわけですが、それは納めて、付近の住民の皆さんには影響を与えないですということもこの中にあると、読まれた方は安心するのかなというふうに思います。要は、つながった電力の運用に関連する部分になるわけですが、運用に関して、そういった地域への電力変動とか、或いは周辺に被害がないと、きちんとできていますということを書いてはいかがかなと思います

(事業者)

我々の範疇でない部分が実はありまして、配電というかたちでは電力会社さんが責任を持たれているので、中部電力さんとの話の中で、末端が100Vになると思うのですが、ここが±6Vなので、この中に納めていただくと、そのために我々としてやらなければならないことが多分あって、それは変電所の改造ですとか、そういうことが出てくると思います。ここは中部電力さんとの協議の中で、安定供給という意味で、配電事業者さんに我々の電源はこうですというのを示して、その中でやっていただくというのが、やり方だと思っています。

(委員)

ちょっと心配するのが、最近、こういったものが増えてくると、中部電力さんの方からも、いわゆる蓄電、電力の平準化を要求されるケースが出てくるかと思っています。そういったことが起きた場合、どうするのかということも検討された方がよいと思います。

(事業者)

おっしゃるとおりです。ここは電力さんときちんと話をして、蓄電が必要であれば、そ

れをやらなければいけないですし、変電所の方で対策が必要であればやらなければいけないと思っています。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

失礼します。私、県の方の会議にも参加しておりますので、重なる部分もあるかと思うのですが、市レベルでも同じような話を議論することは大事かなと思いますので聞いてください。主に植物なのですが、生き物に関することを色々聞きたいのですが、これは県レベルの方の会議でも申し上げたことなのですが、この場所は結構乾き易い、尾根の上は特に乾き易いところで、実際、木がないところはかなりススキの群落になったりするところだと思うのです。上に風車を建てたりするときに、木を切ったりすると余計に乾き易くなる。乾燥が結構入った時に、切ったものがいなくなるとか、切らなかったものはいるとか、いるいないに関しては、影響を受けるかどうかというのはすごく判断し易いと思うのですが、乾燥に弱いやつが切った後に、じわじわ衰退していくとかいった時には、それは直ちには影響が出ないので、評価しにくいことだと思うのです。環境影響ってすごく評価が難しいところだと思うのです。実際このエリアには着生性の蘭の仲間、文献では結構いるということになっていて、私たちが歩いたこともあります。それとカヤランとか、たまにヨウラクランとか、着生性の蘭も見つかったりもする。そういうやつらが、風車が稼働した後、どういった影響を受けるのか、長期的に見ないと本当のところは分からないというふうなことになってくるかと思うのですが、その辺をどう判断されますか。

(事業者)

当該地域に結構希少な蘭系の植物がいて、これに関しては調査のタイミングをちゃんと取らないと、定期的な春夏秋で調査をやったからといって状況は分からないということは博物館の方から指示を受けております。今後のアセスメントの調査にあたっては、その方法を、地域に生育する植物の特性に合わせて、杓子定規にやるのは無理なのかなと考えてございます。その調査に基づきまして、もちろん鳥の方ですが、昆虫なども通常の春夏秋じゃなくて渡の時期を考慮する。それから、壊疽の時期を考慮するといった調査体系を組んでいきたいと考えております。その後、それに基づいた調査をやられた情報に基づきまして、まずは生育、生息の状況を確認し、もしそれが現段階で想定している事業計画とオーバーレイをかけて、どうしても改変区域の中に入ってしまうとしたら、先ずそれを回避する。それから、その後の現地の改変区域の維持管理は、これが単純な植栽だけではすまない部分もあるかと思っておりますので、ご指摘のありました、貴重な植物の生育場所を意識した環境の保全措置対策を取り、その後、実際の運転開始後につきまして、今の段階で事後

調査なり、モニタリングをやりますということはお約束できない。しかし、環境保全措置がかなり不確かで、今までにないようなことをやった場合には確認していく必要があると思います。また、その環境保全が結構有効であり心配がないなということになりましたら、頻度を減らすとか、エリアを減らすとか、若しくはそれを選定しないということは、これからの現地の調査結果に基づいて、より良い環境保全措置を検討して、その後、必要な対策、確認があれば、それに関して適応していくことになろうかと思います。今の段階で必ずモニタリングをやりますというのはお約束できないところがありますので、それを意識して今後のアセスメント、環境調査に反映させていきたいと思っております。

(委員)

確かに今の段階で事後調査というのはなかなか踏み込み難いところかと思うのですが、何が大事になってくるかという、やはり長期間見ないと分からないことに関しては、やはり長期間見ないといけないと思うので、それがこの中に書けないような類のことかもしれないのですが、僕は一度モニタリングをやって、植物群落とか生物に対してどのような影響があるのかということを見ていくことは必ず大事だと思いますし、しかもそのデータを何らかの形で世に出すということは、今、同様の事業がいろんなところでやられていますが、すごく貴重なデータになるわけだし、そういった姿勢で、長期間見ないと分からないことは、長期間見ていって、しかもそれを出していくという姿勢は、少なくとも地元の方々がこの事業を評価するときに、すごく信頼することのできるものになると思います。僕らとしては是非、事後問題も調査をやってほしいなというふうに思います。実際に、色々ところで風車はやられていますけども、評価の比較に足るようなものはなかなかなく、その後どうだっていっているようなものがないのです。なかなか今はないと思うのですが、こういう環境影響評価に関するところ以外で、結構、風車があるところとかで生物を調べたような論文とか、個別のケースのものを見れば割と転がっている可能性もあるのではないかと思います。そういったところも調べていくと、今回の事業の植物群落への影響の評価にも有用なものになるのではないかと思います。その辺をできればやっていただきたいなというふうに思っています。それともう一個、これは基本植物なのですが、生き物全般で見たときにすごく気になる所があります。県の方の幹事意見で、具体的な場所は発表されていないのですが、この事業の区域でどうやらヤマネがいるらしいというふうな幹事意見が確か出ていたと思います。それはものすごく重大な情報だと思うので、国の天然記念物だし、哺乳類、今日も県の方の幹事会の意見を見ましたが、クマタカとかと違って、いる、いないがなかなか分からない。飛んでいるからすぐ分かるというものではないですよ。木の穴とかにいたりする小さな生き物なので難しいと思うのです。それはものすごく大事なことから、今のところは、どうやらいるらしいとか低層の痕跡で、それが見つかっているだけなのですが、詳細に調べていただきたいなというふうに思っています。これがもし本当にいるのだったらかなり重大なことなのではないかなと、実際に幹事意見だと、僕はその写真を見ていないのですが、いるらしいとのが写真に撮られて示されているということですので、写真が残されているということです。この白猪山の尾根の北側だから、恐らくこのアベランとかコナラとか

の落葉広葉樹のある辺りに、いるとしたらこういう所じゃないかなと思います。これはものすごく大事なことだと思いますので、しっかり調べていただきたいなと思います。とりあえず以上です。

(事業者)

ヤマネにつきましては、我々もこの前、県の環境審議会でお伺いし、その後、場所の資料や写真をいただいております。県の方で追加調査をやるみたいで、そこにカメラを置いて定点観測するみたいなことを言われています。その状況を見ながらだと思っています。まずは県と協議をしながら、いろんなデータ、情報をもらいながら進めていくかたちになるかと思っています。

(委員)

調べてみないと分からないことだと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

すみません。失礼します。私も実は県の方で関わっていますので同じような話になってしまうのですが、先ほど山村先生の方から、将来的に中部電力の方で、電力の平準化っていう話があったかと思うのですが、去年の12月の下旬の方の中日新聞で、メガソーラーの話だったと思うのですが、結構施設ができていて、中電の方で送電する容量が少なくなり、管轄地域の26%か何かで、容量を超えていて電気を流せないというような記事が載っていたような気がするのですが、こちらは中電さんと密に連絡を取られているそうなので大丈夫だと思うんですが、これを作って送電できないという事態はないのですか。

(事業者)

メガソーラーの件ですね、これは我々としてもよく分からない部分があるので、何ともお答えをしようがないのですが。

(委員)

そうですね、メガソーラーしか書いてなかったのですが、もし風力の方もそういうようにかかってくるのであれば、一生懸命こうやって、頑張っ作られても、もし流せなくて最初から蓄電とか、或いはそれをやってもどうにも採算が取れないとなると、ちょっともったいないのかなと思います。

(事業者)

これは我々が答えるような問題ではないかと思うのです。国のエネルギー政策の問題かとは思いますが、経産省さんの中でもいろんな委員会で、系統安定化ですとか、価格も

含めて、どうするかとあると思うので、その中で、例えば私が知る限りですけども、九州電力さんや北海道電力さんは系統安定化のため、系統によってはある程度蓄電の機能を設けなければいけないとか、マイクロで見るのとマクロで見るのとではだいぶ違うと思うのですが、その系統の変え方によって、だいぶ変わってくるのだと思います。例えば、中部電力さんで、ある所はもしかするとそうなるかもしれません。入れようとしても、送電線や変電所の問題で入れられないから、先ほどいった末端での電圧変動の問題が出てくると、そこら辺は、電力さんに我々の方のデータを見せて、とにかくどれくらいでできるか、要は我々としては負担金を払って、その中で出力制限が必要であれば、出力制限をしなければならぬし、力率制限が必要であればしなければならぬ。変電設備なり送電設備を直さなければいけないとなると、それは我々の負担金の中でとなりますので、そこはもう電力さんの方にお任せするしか、我々の方は手がないというような状況だと思います。

(委員)

わかりました。僕はその辺の問題もクリアして、こういう話が進むのかなと思ったので、今のお話でわかりました。

(事業者)

そうですね、電力さんについては、接続検討の結果が出てきて、その後、詳細については申込みをしないとできないので、その申込みをした中で、実際にどういう処置が必要になってくるか、それをお互いに検討するといった感じになると思います。

(委員)

わかりました。次の質問に入らせていただきます。93 ページですけども、生活環境の保全に関する環境基準の河川のところで、阪内川の上流の話が書いてあるのですが、実際に19、20 ページの風車の位置を見ますと、先だつての県の委員会の方でも、どちらかというとう榊田川流域の方に、尾根の南側の方に設置するという話がありましたので、これでいうと阪内川ではなくて、榊田川の方の記述がここにはないといけないと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(事業者)

その点に関しましては、出典とした文献に阪内川の説明がございまして、そこに白猪山の水源をしているということが書いてあったものですから、それをとり上げて、地域の特性に関して記載したところなんです。実際の工事と河川、谷筋の影響に関して深く考え、検討して記載したということではございません。いわゆる阪内川についての文献に書いてあったこと、そこではこういう環境基準に指定されていますということで、他意はございませんというところなんです。

(委員)

将来的に、方法書とか準備書とかいくに従って、どこかの段階では榊田川流域について

も、この辺りは何かしらの見解というのが入ってくるのでしょうか。

(事業者)

見解を入れるか、見解を全部取ってしまって、類型指定の状況は、表と図のとおりであるマルで終わらすのも一つかなと思っています。

(委員)

できれば見解を入れていただきたいなと思います。やはり、生活環境の保全に関する部分ですので、何らかのコメントは必要だと思います。それで、先ほど土砂関係はアセスと関係ないというお話があったかと思うのですが、例えば、災害で見ると関係ないかもしれないですが、尾根部分での工事の途中もそうですし、しばらく崖の部分が広く広がると思うので、雨が降った時に、流出過程が広がってくると、土砂の流入が谷筋に及ぶことがあると思います。そうすると、災害は起こらなくても、土砂が堆積してくるという話になると、谷筋に住む生物への影響ですとか、もっと大規模に、例えば土石流が起こった場合に、櫛田川に漁業権があったとすると、そちらの方への影響も絡んでくるのではないかと思います。その辺りで一概に土砂災害に関係ないから土砂に関しての考えが全くないというのはイコールにならないような気がします、その辺りはどうでしょう。

(事業者)

事業計画の方ではそういった水の濁りが谷筋、渓流域に流れ込まないような対策を取って、沈砂池、沈殿池を設置して環境保全対策を取ります。土砂災害という記述ではなく、周辺の水の濁りとしては環境影響評価の項目になりますので、工事の改変区域のエリア、それから工法に合わせて、今後、周辺河川への影響、若しくは湿生地はたぶんないとは思いますが、ハンノキとかの分布もありますので、伏流水になるのか、表流水じゃない部分で発生があるかと思っています。そこは現地調査を行って状況を確認し、調査予測評価の対象にして、検討していきたいと思っています。特にオダハラサンショウウオがこの深野地区に生息するという指摘を受けておりますので、それらの水質及び動植物、水生植物の分布に関しても現地の調査を検討していきたいと考えます。

(委員)

分かりました。災害の部分で言いますと、109 ページの一番下の国土防災関係のところは防災に関係するところだと思いますので、やはり土砂災害は関係するんじゃないかと、素人的には思ってしまう部分があります。事前に市の方からいただいた資料の中に環境省の一次質問をいただいているのですが、そのクエスチョンの15番に国土防災関係について、事業実施想定区域では沢筋の崩壊土砂流出危険地区が及んでいるという話があるのです。事業実施想定区域に建設して山腹崩壊危険地区が指定されている等の山地災害危険地区に該当する災害が懸念される地区がありますというのがありますが、ということは環境省の方でも土砂災害についての懸念をここで表明しているということになると思います。そのことと、今回、土砂災害が環境アセスに関係ないというのが、環境省の方にも質問があ

るのに、そこが今回のアセスには絡んでこないという、その辺のやり取りがよく分からない。109 ページを見ると国土防災関係という項目も一つ置かれているというところで、どのようにこの辺は解釈すればよろしいのでしょうか。

(事業者)

まず環境省とのやり取りの件なのですが、質問は確かに一つ受けています。環境省の方で、それに対して我々の回答は、アセスの中には入らないという話はしてあるのですが、ただそれだけではまずいと思っています。これは市議会の方でも同じような質問があったと記憶しております。そういう意味で、防災をどうするかというところは、別途切り離して考えたいと思っています。環境影響評価に入ってしまうと、少し違う観点になってしまいますので、松阪市さんの方とも話をさせていただきながら、どういうふうに進めていくのか、これは先ほどのくにうみさんの方ですが、ここもあると思います。だから、ここら辺もどうしたらいいのかというところを我々単独ではできない部分がありますので、いろいろ協議をさせてもらえないかなということを市の方をお願いをしています。もう一点が、先ほどの水環境の話ですが、これは以前の環境審議会でも伏流水の話とか、色々出たと思います。データ・情報開示をしてもらえないかということで、そこを読ませていただいて、前回の議論はどうだったのかというところから詰めていきたいというふうに思っています。

(委員)

ありがとうございます。その点で、前回も少しコメントさせて頂いたのですが、その水環境のところだと、123 ページ辺りで、配慮事項の選定を見ますと、水質というのはどうしても濁り水しか出てこないのです。結局、濁り水も非常に大事な問題なのですが、例えば質の変化とか、量の変化というのが、その地域に住んでいる色々な生物種の生息環境に大きく影響してくると思いますので、項目として挙げる必要がないのかもしれないのですが、生物の調査の中で、生息の場の条件としての調査ということで、水質の調査というのは必要なのかなと思います。後、89 ページのところ、上水道の話も載っているんですけども、この地域で簡易水道等の利用はないのですかという質問をこの間もさせていただいたのですが、山麓部でもし個別に簡易水道等の設置をされた場所があるとなれば、もしかするとその上流域で大きく水循環系が変わると生活用水の何らかの部分でも影響を及ぼす可能性がありますので、簡易水道等の利用の状況を把握していただいて、その上で、その地域に生息する生物種のことも考えていただいて、水質或いは流量の調査というのを考えていただくと、かなり説得力が出てくるという気がしますので、もし余力があればその辺もお願いできればと思います。

(事業者)

地域における水の利用の状況、地下水の利用ですとか、若しくは、簡易水道の利用の状況なのですが、今回の配慮書の段階では、いわゆる公表されている文献のレベルですので、水道課さんとか水質保全課さんとかが持っている情報について、この配慮書を出す前に事

前にお聞きするという事はやっていないところです。今後、こういった検討会の場で先生からご指摘があったように、必要な情報の聞き取り調査もできると思いますので、それらの結果を今後の方法書以降、準備書のところでは地域の情報として提供していきたいと思っております。

(委員)

是非よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

(副会長)

まず、最初に確認したいのですが、動物や植物それぞれにつきまして、重要種の調査結果というところに松阪市とそれから周辺地域の二つに分かれております。その周辺地域というのは137ページにあります。この二つのメッシュのところを指すわけですが、この位置から見ると、メッシュ5136-63と5136-53の二つのメッシュですが、少なくとも隣接する5136-62と5136-52も含めた範囲ぐらいでないことには、この西端が僅かかかるだけです。狭いのではないかなと感じます。そういうことになりますと範囲も広くなり、この集水域となる河川は櫛田川と阪内川、中村川の3河川ということになってきますので、例えば天然記念物の項目でいきますと、文化財保護法に指定される保護地域がここに該当しないということが書いてありますが、天然記念物というのは指定地域と種の指定であって地域指定でない種類が沢山あります。その中で代表的なものがカモシカとかヤマネ、先ほども話が出ましたが、この辺りではカモシカが昨年と一昨年、2年間の間で、伊勢寺町とか辻原町が2回、後山町で1回、六呂木町、それから勢津町で、それぞれ死んだ個体やいは保護してから死んだ個体が出ているわけです。最近カモシカというのは、高地化から低地化しているという傾向があるわけです。これは全国的に他産地ではよいのですが、少ない保護地域、例えば九州山地とか四国山地、紀伊山地かと鈴鹿山地、それぞれ4地域については高地化から低地化しており、裾野の方へ出ているわけです。上の方が少なくなると、それが下へおりてくるという現象があって、この白猪山の周辺にもカモシカが常時出てくるような状況になっております。それとヤマネが分布しております。先ほど出ましたオオダイガハラサンショウウオは、過去に大石の矢下谷の方で記録があります。最近出ていないので2015年版では消しましたけど前は出ています。過去にそのような記録もあります。ネコギギは中村川に種指定或いは地域もダブって指定されております。そういうことで広い範囲の中で天然記念物の保護地域がないという表現ではなくて、やはり種指定の天然記念物も取り上げるようなかたちでもっていただきたいと思います。139ページのところに下の段落のところですけども、重要な自然環境のまとまりの場(鳥獣保護区)などはこの地域に存在しないということで、これからいうと鳥獣保護区などがいないから自然環境のまとまりの場がないというような解釈に取れる訳ですので、この表現はいかがなものかと感じるところです。やはり、今回の文献というのはこれで見ますとレッドデータ2015年版しか載っていないようですから希少種だけしか取り上げていないわけですが、文献というのはもっと沢山あると思いますので、もう少し拾い上げていただきたいと思います。特に生態系につきましても、現地調査では、生態系は76ページに生態系概念図というのが

出ておりますが、この概念図も、例えば、キツネ、テンが高次捕食者に入らず、或いはリスが雑食性で上の方に上がっているとか、かなり不整合的な感じのところも見られますので、これから準備書段階或いは評価書段階に移るときには、是非、現地におけるこの地域での生態系を、最近、生態系は模式化した図だけでどれを見ても同じ図しか出てこないの、白猪山系は白猪山系の生態系というのをしっかり捉えていただきたいと思います。例えば、猛禽類であれば、非繁殖期のペリット、巢の下の或いは止まり木の下でのペリットの調査、それから食痕調査とか、イタチとかキツネ、タヌキなどの糞内容物調査、或いは消化管内容物調査、これは爬虫・両生類の強制嘔吐法とかできますので、そういうような現地における生態系というのを評価書の段階では示していただきたいと希望するところです。あと、取り付け道と道路が拡幅され、拡幅或いは延伸されますが、この範囲も含めて調査対象域として配慮書の方へ反映していただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

(事業者)

先生ご指摘の点につきまして、環境省若しくは三重県の方からも、地域の概況を把握するには情報源としてちょっと少ないのではないかと、もう少し過去の状況や広い範囲についても確認をして、重大な影響なので地域に絞ったところだけではなく、少し広い視点から見る必要があるというご指摘は受けています。その指摘を受けまして、天然記念物ですとか、去年の9月に出ましたレッドリスト、掲載集なども含めて、今後、リバイスをかけまして、再度、地域の概況、希少種、それと地域の生態系、特徴を表すような種について、文献の調査を進めていきたいというふうに考えております。そこで得られた文献などと、あと現地の調査も含め、今後のアセスの方法、手法を固めていって、その中で特徴を表す種があれば、その食性の調査や食痕の調査など、通常のメニューで行われている以外の重点化も考えて検討していきたいというふうに考えているところです。

(副会長)

それから、バードストライクの問題は、最近、風車から出ておりますが、他事例なども参考にしながら、情報を収集していただいて、十分配慮したことも触れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事業者)

承知しました。三重県内では、近くに先行してできている風力発電所がございますので、そちらの方でも、いくつかの事後調査の結果が工事中を含めて運転開始後も出てきますので、そちらの文献、知見も参考にし、また、ある程度、ご専門の先生方にもヒアリング、聴き取り調査などを行いながら、より適切な環境保全措置を検討して参りたいと思います。

(副会長)

それと、大型獣とか中型獣につきましては、風車の建設段階、或いは設置後につきまして、かなり移動することが考えられますので、一時的に外へ出たりすると獣害も増える。また、

道路ができたことによって、供用後に鹿などが、現在、鹿は爆発的に増加しておりますが、更に増加する可能性もあるということも含めて、大型獣の動向につきましても十分に予測していただけたらと思います。

(事業者)

承知しました。

(事業者)

特に鹿等の問題を、三重県の方からも言われておりますけど、色々な先生方から、特に今、これといった解決方法はないということでコメントをいただいているので、今後、色々な知見をいただきながら、我々だけで解決できるというのは思っていないので、いろんなご意見、知識をいただきたいというふうに思っています。簡単に対策としてできるものできないものがありますし、実際、今度、降りるということもありますので、それを含めてどうするのかということだと思えます。

(副会長)

工事中にはたぶん降りると思うのですが、供用後は逆に戻ってくる可能性が大いに考えられると思います。

(事業者)

そうですね。そのところを色々教えていただきたいと思っています。

(会長)

次よろしいでしょうか。

(委員)

この書類を見るのは初めてなのですけれども、この書類の中に書くべきことというのが、全然知識がないので、ちょっと的外れになってしまうかも知れないのですけれども、誰が評価したのかということが書いてないのですけれども、評価書を誰が評価したのか、誰がこの評価書を書いたのか、そういうことは書く必要がないのでしょうか。

(事業者)

評価書の作成者は、事業者から環境アセスメントに関する部分の委託を受けたのが日本エヌ・ユー・エス、当社の方で、事業計画及び文献調査に関して、事業者さんと一緒に作成したということになります。

(委員)

それを、誰が書いたのかということを書く必要はないのでしょうか。

(事業者)

技術的にシミュレーションですとか、ある程度専門技術が必要な予測の準備書の時には専門的な予測評価を誰がやったのかということが必要で、準備書の段階ではそれを書けというルールになっているのですが、配慮書の段階では、そこまで細かい精査、技術的な検証は求められていませんので、配慮書の段階で法律上は書けとはなっていないです。

(委員)

もう少し具体的になってくれば、誰が責任を持って、これを書いたのかというのが出てくるという話ですか。

(事業者)

はい。

(事業者)

これを環境省に出して、レビューをいただいて、その中でコメントをいただいているということも、逆に言うと、我々は責任を持ってやりますけども、国としても責任を持ってレビューして頂くというのが、この法律の根本だと思っています。

(委員)

私は生物の環境の教師なので、生物のところが重要だと思っているのですけれども、重要な種、絶滅が危惧されるような種への影響は書いてあるのですけれども、ここに書くべき内容なのかどうなのかということは分かりませんが、絶滅危惧種だけの影響ということだけだとどうなのかと思います。絶滅が危惧されていない生物も、当然、生態系を支えている生物として重要なので、そういうことも配慮されて、今後、事業を進められるのかどうかということですね。もちろん人が手を入れて、全く影響がないということはありませんので、細かく見れば何もできないということになってしまいますから、そういうことを言っているのではないのですが、企業としての姿勢として、そういうところまで配慮しているのかどうかということですね。山村先生もおっしゃって見えましたが、そこまで配慮した企業であれば、住民の方も任せられるなというところがあると思いますので、その辺りをちょっと教えてください。

(事業者)

先生ご指摘のとおりでございまして、環境影響評価の手続きがあるというのは、事業者自らが現地の情報を調査して、それに対する影響に関する予測評価を行い、それが絶滅危惧種だけではなく、例えば地域で大事にされている対象物、それが生物種もあると思いますし、自然とのふれあいの場所にする蛍とかそういう身近な自然というものもあると思います。それに対して、どういう保全措置を取ると影響を低減できるかということを皆さんの前で明らかにするという手続きでございまして、正面から向かい合って、着実に進めていく、これがやはり事業として皆さんの理解も得られることになるかと思っていますので、言

い方は悪いかもしれないですけども、事業の規模を小さくして、アセスを逃れて作るとか、そういうのではなく、法律に定められた手続きを着実にしていく、これが皆さんとの信頼関係ができることだと思います。今の段階でもって、これに対して、こういうことをお約束しますということは申し上げられないのですけれども、いただいた意見を参考にして、今後の事業の内容、保全措置の内容に反映させていきたいと思っています。

(委員)

山村先生がLCAの話をされており、私も大変気になっていたところで、この事業の目的として、事業目的の2番で、地球温暖化ガスの放出削減につながる新たな再生可能エネルギーを電力会社に供給するというのが目的としてあると思うのですけれども、一般論として、LCAで資材を調達する段階から廃棄までの間に放出される温室効果ガスと風力発電で削減できる温室効果ガスとの評価、大変難しいというのは知っていますけれども、その辺りまで考慮されて、この目的の中に書かれているのかどうなのかというところなのです。それも先生がおっしゃっていたように、住民に対して、この事業では温室効果ガス、具体的な数値、精密な数値というのは出せないと思うのですけれども、つながりますから、話はスムーズに進むのかなと思うのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

(事業者)

今回の環境アセスの中で、LCAとして、製造から廃棄までの期間でもって発生する二酸化炭素の部分はアセスの対象にはなっていないところでございますので、もし必要であれば、別の取り組みで行うことになると思います。ただ申し上げるのは、火力発電設備が使っている化石燃料、その消費量を一部でも自然再生エネルギーを使うことによって、低減がかかるということは地球温暖化、低酸素社会の構築に添った事業計画であろうということはあるかと思っています。

(委員)

それは、発電している間は二酸化炭素が出ないとしても、仮に資材の調達から製造、それから廃棄のときに大量に二酸化炭素が出てしまって、差し引き二酸化炭素の大量の放出となると、結局何をしているのか分からないので、その部分を言っているのです。

(事業者)

LCAについては今後調査させて頂きたいと思っています。これは、だいぶ文献も出ていますので、文献調査の中で、またご報告をしたいと思っています。ただ、もう少し細かく、例えば我々の工事計画の中でLCAがどうかとなると、なかなか難しい部分があると思っています。その工事の台数とか、製造する国によって、物を作る時のエネルギー効率が全然違いますので、そこまでの評価はちょっと難しいと思っています。グローバルな私たちで、今、いろんなところで議論されていると思うのですけれども、そこでデータを示すことは可能かと思っています。

(委員)

データを示すことは可能だとは思いますが、それをされる心積もりがあるのかどうかというところですよ。

(事業者)

今、データを持っていないので、それが良いか悪いか、今度、LCA を判断して、風力を入れるか入れないか、経済省なりのご判断だと思うので、我々の判断を越えている部分があると思います。これが実際に、太陽光もそうかもしれないのですが、本当に入れるかどうかの判断は、国のエネルギー政策ですね。もう一つ、風力を入れるという中で、低炭素だけの問題じゃなくて、エネルギー戦略の問題もあると思うのです。今、石油が安いからいいようなものの、そうじゃない場合もあるので、そこら辺の戦略というのも含めて、国の戦略の中で、LCA も含めて、どうするのかというところを、我々としては調べるぐらいかなと、それを国に提言となると、なかなか難しいのかなと思うのです。

(委員)

国に提言という、それほど大げさな話ではなくって、住民に対する説明ということです。それはコスト的にもなかなか難しいことなのではないでしょうか。

(事業者)

LCA をしますということです。それは、全体の LCA がこうなっていると、火力や風力はデータが出ていますので、そこを調べるのはそんなに難しい話だとは思っていません。

(委員)

個別でないとあまり意味がないです。

(事業者)

エネルギー庁の方もデータを出していると思うので、そういうデータになってしまうと思います。

(委員)

ということは個別に、LCA の評価を出すというのはコスト的に、或いは時間的に難しいということですか。別に批判しているわけではないのでご理解いただきたい。

(事業者)

なかなか管理することはできないと思うのです。どのようなトラックを使って、そのトラックの燃費がどうだったとか、例えばこれを、日立さんにこの LCA がどうだったと、どこの国で作っているかと言われた時に、どういうふうに回答があるのかなと、例えば、ポールなんか中国で作っているかもしれないし、そこまで含めて、我々が LCA をどうする

とはちょっと思えません。

(委員)

それは難しいということですね。

(事業者)

そうですね。細かいとこれは難しい。

(委員)

そんなに細かくなくてもいいかなと思うのです。

(事業者)

国が出しているような指針、LCA の考え方は出せると思っています。

(委員)

この事業ではないですけれども、風力発電の設備を作っているような会社が、そういうデータをあまり持っていないというのが、環境に配慮するような発電をやるような会社が、そういうデータを持っていないのが、ちょっと、どうなのかなという気がします。

(事業者)

なかなかメーカーさんでも持っていないかと思います。私、前に日揮という会社にいたのですけれども、ガスタービンを作る時に、その LCA はどうなのかっていった時に、ジーイーを持っているかというのと、持ってないですし、そんな簡単な話ではないかと思っています。

(委員)

分かりました。資材を運ぶ道路を作って、運搬するということですが、運搬する車についてくる生物、植物の種とか、或いは動物なんかついてくるかどうか分かりませんが、そういうものがここに持ち込まれる。そういう影響というのは、評価はしなくても大丈夫なのですかね。

(事業者)

これは工事上の問題で、環境影響評価の問題ではないと思うのですね。工事計画を出していきながら、道路課ですとか、いろんな方とご相談しなければいけない部分だと思っています。環境影響評価ということではなくて、今後、工事計画を作って、いろんな方と、許認可をもらいながらやっていかないといけないので、その中で、ここは地盤がもつとかもたないとか、当然のことながら、設計の中でも山のところの地盤がどうなのか、それは、今後、設計の中で詰めていく話だと思っています。

(委員)

生物の持込については、建設の方の問題ということですか。

(事業者)

そうですね。どこまでやるかだと思うのです。できる範囲があると思うので、基本は騒音もそうですし、そういうゴミやホコリも、いろんな産業廃棄物もそうだと思うのですけれども、例えば、車両がホコリを出すようであれば、そこはきちんと対処しないといけないでしょうし、それは水だけではなくて、建機についても低騒音のものを使ってくだとか、そういう話を聞かないといけないと思うのです。そういうことを、今後、住民に対して、騒音だけではなくて、そういうホコリの問題も、事前に我々としてはこういうふうにしますということを、全部ご説明をするというかたちを考えています。それで足りないということになったら、また色々ご協議をさせていただくかたちになると思います。先ず輸送計画をきちんと立てるなり、工事計画を立てるなりしていかないと、今のようなところというのは、なかなか判断できないのではないかと思います。そこは、我々だけの判断ではなくて、当然、住民の判断、住民へのご説明もありますし、関係行政にもご説明しなければいけない部分だと思っています。その中での判断になるかと思っています。

(事業者)

改変区域の緑化を検討するにあたって、地域に生息していない外来性の物を持ってくるとか、遺伝子の攪乱については環境保全措置として、我々の方で対応できるので、お約束はできると思うのですけれども、工事の走行に伴って、車両と一緒に、バラスト水の海外生物の入と同じような考え方になるのですけれども、そこを何らかの保全措置を取って、工事区域から出るときには土砂の粉じんの恐れがありますので、タイヤ洗浄というのとは思うのですけれども、コンクリートとかトラックが中に入ってくるところで、そういったものの防止対策は、今のところ、具体的にこうしたらよいかとかというのは思いつかないところです。

(委員)

もちろん、対策するまでもないような問題でしたらいいのすけれども、ちょっとその点が気になりました。

(事業者)

緑化の際における地域の食性、植物、種の混乱がないように配慮ということをご指摘を受けていますので、検討してまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。私の方からは委員の皆さんの質問、コメント、それから事業者の方のお答えを踏まえて1点だけ話をさせていただきたいと思います。皆様のところには、このお茶が配られてないのですが、これは松阪茶ということで、このキャラクター

はちゃちゃもというものです。要するに松阪牛とお茶、この両方の松阪を代表するものは水が命です。そういうものから考えてみたときに、特にこの地域、飯南町の深野地区、少なくとも今の計画からみると、6基近くがかなり近い所に開発されることになっています。このことも踏まえて言いますと、私の方からは、環境影響評価法や電気事業法、法に定められたことは絶対クリアしていただきたいということは、言うまでもないです。この地域は、ほとんどが市有林であり、市のものです。それは、どういうことかということ、地域住民のものでもあるという論理が通る訳です。それまたどういうことかということ、エネルギーを得るにあたって、色々なテストミックスがあるにしても、自然エネルギー、再生可能エネルギーを使うということは、温暖化対策、色々なところからみたとき、誰も反対するようなものではないです。しかし、それが長期に渡って開発が行われる、その過程の中で、先ほども色々な話が出ましたが、今まで身近なところでやっていた景観や生物、防災関係のものや色々なところが影響を受けるのではないかとというのは、地域住民だったら誰もが懸念を持っていると思っています。我々の役目としては、それぞれの専門分野において、落ち度がないようなきちんとしたアセスというのは勿論のことですが、それから私たち環境保全審議会のもう一つの役目は、地域住民に対して説明責任があるということです。最終的な市のトップである市長が行うことになると思いますが、そういうところからみたときにこの配慮書においては、確執はなかったかもしれませんが、これから方法書、準備書、評価書においては、地域への説明責任はどういうふうに果たしていくのかという部分を明確に示していただく必要があるだろうと、必要に応じた説明会を開催する必要も出てくるだろうと、そういったところからみた場合、地域住民の立場に立っていただいて、これは、目的や目標等、色々なことを皆が分かっているのですが、負の影響というものは、最大限の努力をして最小限に留めるようなかたちでやっていくのだということを、自信を持っていけるようなアセスをしていただきたい。それを前提にして、我々は次のステップにどういったふうにしていくのかということです。今回は、配慮書ですから、これが目一杯であったと思うのですが、これから3年かけて、色々な手順を踏んでいって、さらに開発行為というものを3年間かけてやっていく中で、特に温暖化や異常気象、色々なところで局地的に1時間に100mmの雨が降るといった想定外のことが、これから100年に1回あるかないかといったものでさえ、よく起きるような今でありますので、そういったことから、科学的な知見で、100%防ぐことは出来ないけれども、最大限の努力をしてやっていくのだという真摯な態度が示されるようなやり方を是非とも実行していただきたいと思います。我々とはこれから長い付き合いになると思いますが、そういったことも第1回目でありながら、私たちは、この審議を踏まえて、市長に答申を出さなければならないのです。そこにどういったことをどういったふうに盛り込んでいくのかといったときに、幸い事業者の皆さんの答えの中からは、法に定めるものは勿論守るけれども、それ以外のことにしても地域住民とのコミュニケーションを図るといった対応がみえたので良かったと思います。これをさらに明確にしていくような努力をしていただくということも必要でないかと思いません。回答としては細かいところは一杯ありますが、この審議をまとめなければならない立場からみると、そういった共通項があったのではないかと、第1回目の審議のまとめに入りたいと思いますが、副会長、足りないところがあるでしょうか。

(副会長)

一つ言い忘れていたことがあります。これから方法書に移る段階であると思いますが、その時に是非、森林性のコウモリ、例えばヤマコウモリやウサギコウモリ、ヒナコウモリの調査も項目に加えていただけたらと思います。さらに西の方の局ヶ岳の周辺でモモンガも確認されておりますので、その辺りは通常調査の中にも入ると思いますが、森林性のコウモリはあまり調査されていないので、出来たら是非加えていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。では、このまとめに対して委員の皆さん、もう少し加えたいということがありますか。

(事務局)

事務局がこの発言させていただくのは違うのかも分かりませんが、実は市の方で1月7日に担当が集まりまして、事業者さんに質問を投げかけております。その説明について、時間がかかり経っておりますが、飛ばしてしまっているところがありますので、もし委員の皆さんがよろしければここで事業者さんから説明をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

(会長)

資料が出ているからには説明は当然だと思います。2時間でないといけないということではないので、委員の皆さんよろしいでしょうか。

そうしましたら、資料説明をお願いします。

(事務局)

恐れ入ります。この1月7日に事業者さんとこちらの方とで、主に内部の事業、事務に関して、風力発電の関連事業について、質問を投げかけさせていただいております。資料の方に松阪市庁内調整会議の確認事項といったものがございますので、これに基づきまして、事業者様の方で説明をお願いできますでしょうか。

(事業者)

先日松阪市さんと庁内の調整会議をさせていただいた際に出た質問の回答を説明いたします。

1点目ですが、事業用地の選定経緯ということで、以前 CEF さんの事業で環境保全審議会の答申を受けて、妥当であるという記載が入っているがとうことですが、ここは文書を改正させていただいて、条件があるけれども妥当であったというかたちに変更させていただきたいと思います。これは、方法書で直させていただきたいと思っております。

2点目、低周波音のところですが、住居、学校、公共施設の離隔距離を確保できるということについて、何を根拠に離隔距離かというご質問です。まず、離隔距離がどれだけがよいかというのは、色々議論があるかと思えます。我々としては、出来る限りの離隔を取り

たいと思っております、離隔距離を書かせていただきました。公共施設については、環境影響評価書の中に入っておりますが、民家との離隔距離については、お手元の資料の最後のページに、測量ベースですが、民家との離隔距離を記載しております。各地区の離隔距離がここに示されておりました、大石につきましては、一番近い民家が1,100m、深野については、1,300mなり、1,400m、これは測量ベースです。このような離隔がされているということです。これがよいかどうか、また健康被害があるかどうかというのは、まだ我々の方では分からないところです。これくらい離隔を取っているという情報だけになっております。次に、1キロの周囲に影響を及ぼす対象物があるかないかの判断ですが、これは二種事業の方の判断基準で1kmというのがあります。これが、よいかどうかということはありませんが、二種でも一種でも基本的にはトータルでの出力は違いますが、1基あたりの風車としてはそれほど変わらないと思いますので、我々としては、この二種事業での判断基準を現状では使わせてもらえないかと思っています。

3番目です。変電所からの騒音ですが、変電所については、まだ場所が正確に決まっています。お手元の資料にもありますが、中部電力さんと協議をしている鉄塔の位置と我々事業者側の変電所の位置を示しています。大体、近いところで35mのところ民家があります。ここについては、騒音・振動規制法がありますので、法律を基に必要な措置を講じていきたいと思っております。実際に設計をしてみて敷地境界でどれくらいの騒音・振動になるかというところで決めたいと思います。

4番目です。深野地区との距離ですが、先ほどご説明したとおりで、大体1.3から1.4kmが一番近い民家になると考えています。配慮の必要がないかということですが、配慮の必要はあります。実際、今後どういうふうにやっていくかということですが、以前のCEFさんの事業の方からお伺いした中では、低周波の説明をしてくれということで、そこから入っていくというかたちになると思います。これも今後松阪市さんにご相談しながら説明のやり方等、進めていきたいと思っております。我々としては、地元の方々のご意見をきちんと伺って、必要な措置をとっていきたいと考えております。

5番目ですが、騒音に関する住民説明ということですが、先ほどの低周波音と同じです。基本的には環境影響評価の配慮書、住民説明は方法書と準備書ではやらなければならないと決まっています。それとは別に騒音の影響について住民説明を実施させていただきたいと考えております。騒音の影響による健康被害については、国が検討していますので、それを、どういうふう到我々が使っていくかというかたちになると思います。基本、国の方の指針と一緒に、色々考えさせてもらえないかなというふうに思っています。あと、当然のことながら累積評価の話があると思います。隣のくにうみさんとの、騒音だけではなくて景観も含めて、どういうふうにやっていくかということについて、松阪市さんと処置方法を話させていただいています。事業者としてやらなければならないことも当然あると思います。我々の方が配慮書、彼らの方はもう評価書の準備に入っていますので、今後、データを開示される中で、それを評価していくかたちになると思います。ただ、その前に、事業者としても、努力をして、他の事業者さんといろんな話ができたというふうに思っています。そこは、まだ検討させていただいている最中です。

電器工作物の6番のところですが、ここは、ちょっと誤記があります。「耐風圧」は「耐風

速」になります。耐風速ですけれども、基本的に日本の風車は、IEC というヨーロッパのスタンダードを使っているのがメインです。これがそのまま JIS に使われているかたちになります。クラスⅡの基準値で考えています。これも、今後、方法書の方で明記をさせていただきたいと思います。

7 番目、市道があるというご指摘だったのですが、確認したところ市道ということで、今後、記載させていただきまます。そして、市道のところにも、電線道を埋設したいというふうに考えておりますので、ここは市の関係の部局とご相談させていただきながら検討させていただきたいと思っています。赤道が存在する場合にも、市の方と色々協議をさせていただきながら、必要な手続きを取るというかたちにしたいと思っております。

4 ページ目の土地に関するところなのですが、市有林がほとんどで、道幅は全て 6m ということなのです。これは先日の調整会議のときに少し表現を間違えました。今回使うのは 2 級林道ということで、メンテナンス道路と増築道路に使いたいと思っています。従って、道幅を 4 m、路肩を 1 m ずつとるというかたちになります。側溝については、この 4 m 幅の中で側溝を準備させていただきたいと考えています、ただ、改変面積について、3.6 というのは概算です。今後、掘削部分等、色々出てくると思いますので、それは測量等やって、詳細設計をやった時に、再度、数字の方は示していきたいと思っています。あと、掘削部分については、先ほど鈴木が言いましたように食性を保ちながら植栽をしていきたいというふうに考えています。

工事中の排水の問題ですけれども、これは、どちらかというところと林地開発の中で協議される事項だと思っています。林地開発の中で色々検討させていただきたいと思っています。我々としては、側溝を準備させていただいて、沈砂地で処理をする自然浸透というかたちで考えています。その時に水利、降雨量も含めた検討が必要となってきますので、こちら辺は林地開発の中で協議をさせていただけないかなというふうに思っています。当然のことながら、森林法だけではなく、三重県の林地開発許可に関わる規則等もあり、基準等もありますので、法に準拠しながら設計を進めていきたいと考えております。その中で、雨量の強度は 10 年確率ということが記載されていますので、我々としては、10 年確率でやらせていただかないなというふうに思っています。

盛土・切土の 9 番のところですが、これは先ほど、配慮書の中で説明しましたように、基本的に残土については、工事中も含めて事業予定地に廃棄するつもりは全くありません。土砂災害を起こしてはいけないので、きちんと工事計画、設計を立てながらやっていきます。その中で、いろんな方々、三重県さんと松阪市さんも含めて協議をさせていただいて、適切な方法でやらせていただくというのが、事業者、若しくは工事事業者の勤めだと思っています。残土については有効利用ということで、これはまだ、具体的には決まっていますが、地元の土建業者さんやいろんな方と有効利用について協議をさせていただきたいと思っています。それでもまだ、土が残るということであれば、これは処分場の方に有償で搬出するというかたちになると思います。この辺も、今後、工事計画を進める中で、実際、処分については工事を進める中での話だと思うのですが、検討させてもらえないかなというふうに思っています。

10 番の説明は上と同じですので割愛させていただきます。

12番、松阪市のクリーンセンターでは太い樹木や根株は処分できませんと、部局が関連、連携して対応ということなのですが、まさにその通りだと思います。どういものが発生するかも含めてご相談をさせていただきたいというふうに思っています。そこで、もし処理できない場合があれば、また違う処理のところを考えなければいけないというふうに思っています。下草についても、基本、飛散はさせるつもりはないので、飛散防止を考えています。ただ、マルチング等して土に返すということもあると思います。それができない場合には、外へ出さないといけないということになると思いますので、どういふうに出していくかは、今後、協議をさせてもらえないかなというふうに思っています。

次に、地質・地形の状況ということで、表層崩壊の件なのですけれども、これは、風車を建てる場所だけではなく、取り付け道路も含めて、まず、地質調査が必要だと思っています。それで十分な安全設計をさせていただくというかたちになると思います。ここは、設計した段階で、データの方をお示しできると思います。ここら辺のところは、色々な法律がありますので、この法律に準拠して設計の方を進めさせていただきたいと思っています。関係する法律はここに1から8まで記載されていますので、ここら辺の法律、若しくは基準を適用しながらになると思います。

14番ですけれども、獣害被害の拡大というところなのですが、ここは、先ほど言いましたように有効な獣害対策というのが我々だけの知識では考えられない部分もあります。いろんな方の知識をもらいながら、調整・検討をさせてもらえないかなというふうに思っています。三重県さんの方からも鹿の食害、植えたのはいいのだけど、鹿が食べてしまうという話もありました。じゃあそれをどうするか、先ほど指摘がありましたように、鹿は始め降りるかもしれないけど、また上がってってしまうということもあるので、そこら辺も、いろんな方、有識者のご意見を伺いながら対策の方をできる限り立てていきたいと思っています。ヤマネについては先ほどの説明の通り、我々としては県と協力、情報を得ながら、ヤマネの方の検討を進めていきたいと思っています。ただ、実際、ヤマネがいるかどうかというところは、我々もわからない部分で、県もこれから定点観測ということになるので、それを見ながらだと思っています。

次に景観なのですけれども、住民の方々は、あの棚田は非常に大切なところだということで、景観についてだいぶご心配をかけています。松阪市の方の景観条例もありますので、いろんな議論がされると思います。規模・配置、先ほど規模は2.1か2にするか、我々としては、以前のものよりも小さいものにしたいと思っています。配置についても、できる配置できない配置というのが色々出てくるとは思いますが、そこは協議させていただきたいと思っています。ただ、問題は、形態・意匠のところなのですが、風車なので形態も意匠も大体決まっていますので、できることは限られているかなというふうには思っています。色彩についても、松阪市さんの方の景観基準があるというふうに伺っていますので、その基準に従ってやるというかたちになると思います。ただ、先日も中部電力さんの話が出たと思うのですが、そこら辺で、どういふうにするかというのを松阪市さんの方と協議をさせてもらえないかなというふうに思っています。基本的には、塗装は耐塩性のものを使いたいというふうに思っています。錆防止はそれである程度できると思うのですけれども、やはり、それなりに塗装が剥げてくる可能性があると思いますので、その辺のここ

ろはタッチアップをしていくというかたちになると思います。全体的に色が変わってきたらどうするのかというところは協議をさせてもらえないかなというふうに思っています。

17番の土砂災害ですが、土砂災害が今までこうありましたということで、まさにその通りだと思っています。ここも、我々としては、市の関係部署と協議をさせていただきながら、どういう防災対策ができるかということを検討させてもらえないかなというふうに思っています。これは我々だけではなくて、隣のくにうみさんも含めての話になると思うのですが、全体としての災害防止というのをどうするのかというのは、今後、協議をさせてもらえないかなというふうに思っています。

次に、先の事業での森林開発の件なのですけれども、ここに書いたとおりです。先の事業では、森林開発申請が平成21年8月4日に出されて、受理されています。その後、事業を進めなくなったということで、平成22年6月7日に取り下げを三重県の担当部に出されたということをお伺いしています。

19番の財務課所轄の土地の場合ということですが、基本的には、まだ、詳細が決まっていなくて、何とも言えないのですが、地番等決まってきましたら別途ご相談させてもらえないかなというふうに思っています。その時期はいつかということなのですが、まだ、我々の方でいつと言えないのです。ある程度、我々の案が固まった段階でお願いできないかなというふうに思っています。

20番の林道整備、低周波の影響など、くにうみとの計画について、2社でやる話なのですが、ここら辺は環境省からも言われております。要は累積的な話がございますので、ここは、我々としては最善を尽くして、くにうみさんと我々でできる範囲で調整をさせていただきたいと思っています。ただ、やはり民間は民間でできない部分もありますので、その時は行政の方のご指導を仰ぐかたちになるかも知れません。色々協議をさせていただきながら、進めさせていただけないかなというふうに思っています。

最後に、CEFさんが撤退されたかどうかという点ですけど、我々の理解としては、経過措置をとらなかったということ、もう一つは、その後、森林開発申請を取り下げされたということで、我々としては事業が継続されていないというふうに判断しています。あと、我々の方でアセスを始めたということで、これは重複することができないというふうに伺っています。そうすると、今度はくにうみさんとの話になると思います。くにうみさんが、今、決まっているエリアを伸ばす可能性もあるので、そこら辺は、くにうみさんと話をしなければならぬというふうに思っています。ここは大切な事項だと思っています。

引き続き、住民の皆様のご意見についても紹介してくれと、市の方から言われていますので、簡単に紹介をさせて頂きたいと思います。縦覧が18日に終わりました。それで、少し遅れて意見書を出された方もいるのですけれども、それも入れて、全体で91名の方から意見を賜りました。意見書としては145通になります。我々の方で、自然崩壊が問題や騒音の課題、水環境の問題等いろんな分類に分けさせていただきました。そうすると、全体としては387の意見がありました。その387個の中で、環境に関する意見については200個、事業に関する意見、これは環境影響評価と関係ない話ですが、それが187件ありました。今後、日本エヌ・エスの方とも協力して、要は環境保全の問題と事業の問題とに切り分けて対応していきたいなというふうに思っています。特に環境の方で多かったのが、騒

音・振動・低周波というのが、387 件の中の 28%になります。その次が自然崩壊ということで、これは 12%、その他に、景観、水環境についての指摘がありました。事業関係でいうと、山崩れ、土砂崩れ、あと防災関係、これが全体の 22%、その次が、先ほどご指摘があったように、長いお付き合いをさせていただくという中で、事業者及び事業に対する事業者の責任、立ち位置、ここら辺をちゃんとしてくださいというご意見がありました。これは 7%ぐらいです、その中には、先の事業と今の事業との継続性ですとか、そういうところも含まれております。賛成、反対を求めた意見書ではなく、配慮書に対する意見というかたちでお願いしたのですが、やはり、事業に対して、色々皆さんご興味があって、そういう意味では、以前反対したのに何でまたというのが根本にはあると思っています。そこもきちんと事業者として説明をする必要があるというふうに思っています。あと、環境でもなく、事業でもない、要は健康被害というところが 11%、特に低周波になります。この健康被害については、やはり、環境省さんが出されている低周波問題対応手引き、これを参考にして、行政側と色々お話をさせていただきながら、どういうふうに対処していくかということを考えさせていただけないかなというふうに思っています。

以上です。意見が出てきてから二日ぐらいしか経っていないので、これぐらいしかまとめられていませんが、住民側の意見をまとめたものです。

(会長)

大変ありがとうございました。

ただいまの説明を聞きますと、今日、私たち委員は、今のお話を聴く前に、それぞれの立場で話していたものと、決して違和感のある、全然、別個のことを議論したとは思いません。まさに、押さえるべきところは、押さえられているのではないかと、これから、調査して、方法書、準備書、評価書まで結構色々なものがあるかと思しますので、配慮書があってよかったなと思うのが、開発行為が行う前に、こういったような、いわゆる自然のアセスに近いようなものがある、それから本番のアセスがあって、事後アセスがあって、これこそ、戦略的なアセスで、一つ新たな動きが見えるのかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

我々、保全審議会の立場としては、もう一つの開発行為が行われているのかいないのか、それは全く権限外のことです。ここでは、配慮書なり、方法書なり、何かが出てきたときに審議を行う所であって、そのもう一つの西側のところでやっているところに関しては、ここで審議することは立場上できないので、あくまでも、今回出てきた 12 基、今のところ、若干変わるかもしれないけれども、2,100 キロワット級の 12 基、25,200 キロワット級、これがどんどん変わっていくのかどうかは分からないのですけれども、今、こういう出ているものに対して、私たちは審議会を行うということなので、それに関しても理解をいただければと思っております。

最後に皆さん、庁内の調整会議確認事項ということに対する話がありましたが、それに加えて質問或いはコメントはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

長時間にかけた審議が、今、ちょうど5時になっていまして、始まって3時間になるのですけれども、今日の審議はこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

まだ、終わっていません。その他がありますので、事務局よろしくをお願いします。

(4) その他

(事務局)

すみません。事項書の4のその他について、事務局から説明をさせていただきます。本日の委員の皆様方の意見を元に、次は市長への答申案を作成していくという作業がございます。答申案の作成でございますが、審議会の開催が遅れてしまったという事務局側の事情もございます。市長の意見の提出までの期間というものも、目安としてございますので、本来ですと委員の皆様と調整させていただきながら作成していくのが本意ではございますが、会長と副会長にご一任いただいた上で、皆様方に、メール等でご報告とご確認などの対応を取らせていただいて、答申というものをまとめていきたいというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(会長)

それに関して、会長として、たぶん副会長も同じ考えだと思いますが、富田先生の意見をいただきたいと思います。いろんな経緯のあるところで、非常に、結構重い保全審議会だと思っています。会長、副会長という責任は持ちますけれども、こういうふうにしたいと思っています。今日、出された皆様からの意見、事業者からの回答、それから庁内での確認事項などを踏まえた原案は事務局と会長、副会長の責任でまず作らせていただきます。それに対して、委員の皆さんに、非常に緊密なやり方でやり取りをしますが、メールやそういういったようなところで手に負えないようなかたちになった場合には、悪いけれども、緊急保全審議会を開催したいと思います。そういうようなところで、日にちはそんなに多くないにしても、最善を尽くしてやるしかないので、そういう面においては、皆さんここ1週間、2週間は結構細かいいろんな打合せ、或いは連絡が行くと思いますが、色々忙しいとは思いますが、対応していただければと思います。どうしてもダメな場合には、一回、土曜日でも日曜日でも夜中でも一回審議会をやっていきなというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思いますが、副会長よろしいですか。皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございました。これでその他も終わりなのですけれども、私、会長としての役目はここまでなので、あとは事務局に移させていただきます。

7. 閉会

(事務局)

どうも、長時間ご審議をいただき、また貴重なご意見等をいただき、誠にありがとうございました。答申をまとめていくのにつきましても、皆さんまたご協力等をお願いしたいと思います。そして、答申を受けて、市長意見の提出というふうになっていこうかと思

ます。まだまだ、今から方法書、準備書というふういろんな段階を踏んで、市長意見というものを、今度は県知事に対して出してくという責任も負っております。また、その時の審議につきましても、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。これもちまして、平成 27 年度の松阪市環境保全審議会を閉会とさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。